

令和8年度

議 会 要 覧

豊田市議会局

豊田市民の誓い

わたくしたちは、七州をのぞむ美しい山河にかこまれ、輝かしい衣の里の歴史と伝統をうけつぎながら、明日に向かって伸びゆく豊田市の市民です。

- 1 緑をはぐくみ、川を大切に、豊かな自然を愛しましょう。
- 1 スポーツに親しみ、教養を高めて、文化の向上につとめましょう。
- 1 元気で働き、若い力をそだてて、幸せな家庭をつくりましょう。
- 1 互いに助けあい、心の輪をひろげて、あたたかい町をつくりましょう。
- 1 いのちを尊び、きまりを守って、住みよい社会をつくりましょう。



豊田市民の誓い
シンボルマーク

※昭和53年3月1日の市制27周年記念日に制定発表。市民からのアンケートをもとに「自然」「文化」「生活」「福祉」「道徳」の5項目を盛り込んでいる。

※シンボルマークは、市民からデザイン募集し、平成18年3月4日開催の豊田市制55周年記念式典で発表。「豊田市の花『ひまわり』」の種をモチーフに、本文の5項目を明るいうインで表し、実践活動を通して、わたくしたち市民の手で、豊田市を未来に向かって育て伸ばそう」という意味を表している。

市章

昭和26年11月に制定。豊田市が昔「^{ころも}許呂母」「^{ころも}衣の里」と呼ばれていたところから「衣」の文字を図案化し、中に旧挙母藩内藤家が具足などの目印にした◇印を形どったもの。



市の花／ひまわり

昭和40年3月、公募により決定。応募総数3,876点の中から市花制定推進協議会の審議により、最も応募の多かった「ひまわり」に決定した。力強く太陽に向かって花を開くひまわりの花のように“市民の幸せな暮らしの花を咲かせよう”との願いを込めている。



市の木／けやき

昭和46年3月、市制20周年を記念して公募により決定。応募数4,945件の中から、市の木制定協議会の審議により「けやき」に決定した。



環境モデル都市（平成21年1月23日選定）

温室効果ガス排出量の大幅削減等地球温暖化問題に対して高い目標を掲げ、低炭素社会の実現に向けて先駆的な取組にチャレンジする都市として国から選定された。平成22年4月8日に「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として国から選定を受け、民間や大学が開発する次世代の環境技術を活用しながら、社会全体のエネルギー利用最適化の実証にも取り組んできた。

地域活性化総合特区（平成23年12月22日指定）

「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」として指定。これまでのエネルギー・モビリティでの取組の素地を生かして、新たな環境・エネルギー技術と次世代モビリティの技術を創出し、低炭素な都市環境の構築を目指す。

また、関連企業の成長と産業構造の転換を図るとともに、新たな技術を市民生活に普及させることにより、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図る。

SDGs未来都市（平成30年6月15日選定）

持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体（SDGs未来都市）として国から選定された。

「都市」と「山村」が共存し、広い市域に有する豊富な地域資源、様々な人、地域、企業、技術が集まる豊田市の特徴を生かし、「経済」「社会」「環境」の三側面で統合的に捉えた取組を展開していくことで、新たなイノベーションの創出、地域課題の解決の加速化を図る。

都市部の「豊田市つながる社会実証推進協議会」、山村部の「おいでん・さんそんセンター」をプラットフォームとし、「とよたSDGsパートナー」の企業・団体等や多様な人が分野の垣根を越えてつながりながら「エネルギー」、「モビリティ」、「ウエルネス」を重点に、ミライのフツの実現に向けた取組を広げ、SDGs達成に貢献していく。



※「ミライのフツ」とは、無理なく無駄なく快適に住み続けられる暮らし。これまでは、「ミライのフツを目指そう」と、環境モデル都市として環境分野を中心に取組を進めてきた。SDGs未来都市選定を機に「社会」「経済」分野も含めた分野横断的な取組や実証事業等の実装化を図るため「ミライのフツをつくろう」と改めた。

ユニセフ日本型CFCI実践自治体（令和7年1月24日承認）

中部地方で初、全国で6番目となる「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」に承認。

ユニセフが示す国際的な基準・目標の達成に向け、市が行う様々な施策についてのこどもの意見反映やこどもの居場所づくりを積極的に行っていくなど、こどもにやさしいまちづくりを継続して進めていく。



※子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）とは、国連「子どもの権利条約」に明記されている子どもの権利を実現することに市町村が積極的に取り組む、ユニセフが提唱する世界的な活動。世界では、国連「子どもの権利条約」採択後の1996年から「子どもにやさしいまちづくり事業」が開始され、令和6年12月時点で約40か国、3,000以上の自治体（またはコミュニティ）で展開されている。

構造改革特区

豊田市教育特区（平成23年6月29日認定）

豊田市の人口は減少傾向にあり、中山間地域では子どもたちの進学先の選択肢が狭まっている現状である。そこで、株式会社の利点と地域の特色を活かしながら、廃校となった旧藤沢小学校を再利用して、広域通信制高等学校を認可するため特区認定を申請し、その認定を受け、株式会社による学校設置が可能となった。

その後、通信制高等学校であるルネサンス豊田高等学校の認可を行い（平成23年10月1日開校）、子どもの中学卒業後の進路の選択肢を増やすとともに、廃校となった小学校校舎を地域活動拠点機能や避難所機能を残しながら活用することにより、地域活性化、市民の安全安心につなげている。

豊田市フルーツ酒特区（平成25年3月29日認定）

豊田市は、桃や梨など県内有数の果樹の生産地である。そこで市内の果樹を活用した「果実酒」「リキュール」の製造を推進し、地域資源を活用した農商工連携や6次産業化による特産品づくりにつなげることで、ブランド化を推進し地域産業の活性化を図るために、内閣官房構造改革特区推進室に特区認定を申請し、果実酒、リキュールの製造に関する認定実績では県内初となる「豊田市フルーツ酒特区」に平成25年3月29日に認定された。

特区認定により、豊田市の特産物として指定した果実で、市内で生産されたものを材料として酒類を製造しようとする場合に、酒類製造免許に係る最低数量基準の規定が緩和される。

目 次

市 勢

1	豊田市の沿革	9
2	市役所の位置と面積	10
3	人口	10
4	産業	10

議 会

1	議会の構成	
	(1) 組織・構成	12
	(2) 常任委員会・特別委員会	12
2	議員数	
	(1) 定数	13
	(2) 当選回数、年齢、党派・会派別議員数	14
3	議会関係役職と任期	
	(1) 選挙	15
	(2) 議長指名	15
	(3) 選任同意	15
4	議会の運営	
	(1) 開会前の態様	17
	(2) 本会議の態様	17
	(3) 発言	18
	(4) 委員長報告	20
	(5) 確認の機会の付与	20
5	議案審議	
	(1) 予算議案	20
	(2) 決算議案	21
	(3) 請願・陳情等	22
	(4) 意見書・決議	23

6	傍聴	
(1)	本会議	2 3
(2)	委員会	2 3
7	会議録	
(1)	態様	2 4
(2)	本会議録配付時期	2 4
8	その他会議	
(1)	全員協議会	2 5
(2)	常任・特別委員長会議	2 5
(3)	各派代表者会議	2 5
(4)	公選法運用委員会	2 6
(5)	常任委員長会議	2 6
(6)	特別委員長会議	2 6
(7)	情報公開調整委員会	2 7
(8)	図書等活用委員会	2 7
9	議会活性化の取組	2 8
10	報酬・その他	
(1)	議員報酬等	3 2
(2)	二役等の給与	3 2
(3)	政務活動費	3 2
(4)	議員研修	3 3
(5)	議員の慶弔	3 6
(6)	旅行に関する費用	3 7
11	行政視察・調査	
(1)	国内視察	3 8
(2)	海外視察	3 8
(3)	他市からの視察状況	3 9
(4)	他市からの調査依頼件数	4 0
12	議会局	
(1)	議会局機構	4 1
(2)	議会刊行物	4 1
(3)	議会報	4 1
(4)	議会ホームページ	4 2

(5) 議会中継	4 2
(6) 議会の予算	4 4
(7) 議会各室の状況	4 6
(8) 議事堂平面図	4 7

書 式

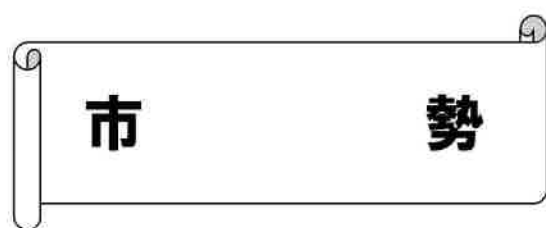
請願書式例	5 1
陳情書式例	5 4

財 政

1 令和8年度各会計別当初予算総括表.....	5 6
2 令和8年度一般会計当初予算	
(1) 歳入	5 7
(2) 歳出	5 8
(3) 財源別内訳	5 9

資 料

市域の変遷	6 1
人口の推移(当時市域)	6 2
国勢調査人口等の推移(現在市域)	6 3
市議会議員の報酬月額及び期末手当の支給率の推移	6 4



1 豊田市の沿革

豊田市は、名古屋市の東方約20～70kmの地点に位置し、人口は約42万人で県内2位、市域918.32km²で県内最大となっている。平野部では自動車産業の集積による内陸型工業地帯が形成され、山間部は自然が豊富な観光資源に恵まれている。

豊田市の歴史を江戸時代にさかのぼると、1604年、三宅康貞が1万石に封ぜられ、衣城（桜城）の築城とともに、西町、中町、竹生など七つの町割りをして城下町の体制を整えた。1664年、衣は天領となって代官・鳥山牛之助精元が統治。1681年には本多忠利が城主として入封、「衣」を「挙母（ころも）」に改めた。本多氏の後、内藤政苗が2万石で入城、以来7代120年間にわたりこの地を治めた。現在に伝わる挙母まつりができたのはこの頃である。その後、明治22年10月1日の町村制実施により「挙母村」、明治25年1月29日に「挙母町」、昭和26年3月1日、市制施行により「挙母市」となる。

昭和33年、商工会議所から市名変更請願書が市に提出され、翌34年1月に自動車産業とともに成長・発展することを誓い、市名を「挙母市」から「豊田市（とよたし）」に変更した。その後、近隣市町村との合併により市域は拡大し、平成10年4月には「中核市」に移行、また、平成17年4月には、都市と農山村との共生をキーワードとし「21世紀都市・豊田市」の実現を目指して周辺6町村（藤岡町、小原村、足助町、旭町、下山村、稲武町）と合併した。

現在では、平成21年1月に「環境モデル都市」として国から選定され、「ハイブリッド・シティ とよた」をコンセプトに低炭素社会の実現に向け取り組んでいる。

この取組の動きを加速するため、平成22年4月に「次世代エネルギー・社会システム実証地域」として国から選定を受け、民間や大学が開発する次世代の環境技術を活用し、社会全体のエネルギー利用最適化の実証にも取り組んでいる。

さらに平成23年12月には地域活性化総合特区の指定を受け、本市の強みであるエネルギー・モビリティを核とした技術開発・市域での普及・国内外への横展開を、国からの規制緩和・税財政支援を活用しながら推進することにより、低炭素な都市環境を構築し、市域経済の活性化と市民生活の質の向上を図っている。

また、平成30年6月には持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体（SDGs未来都市）として国から選定された。「都市」と「山村」が共存し、広い市域に有する豊富な地域資源、様々な人、地域、企業、技術が集まる豊田市の特徴を生かし、「経済」「社会」「環境」の三側面で統合的に捉えた取組を展開していくことで、新たなイノベーションの創出、地域課題の解決の加速化を図る。

●産業の移り変わり

豊田市の前身「挙母町」は、明治から大正時代には三河地方有数の繭取引地として栄えた「養蚕の町」であったが、昭和5年の昭和恐慌を境に国内外の生糸需要が不振になるとそのあおりを受け次第に活気を失った。

そのころ、刈谷市にある豊田自動織機製作所では自動車部を設けて工場建設のための広大な用地を求めていた。これをいち早く知った、当時の中村寿一町長は町の繁栄を取り戻すため、町議会の協力を得て工場誘致に乗りだし、自動車産業を中心とする近代工業都市への第一歩を踏み出したのである。

トヨタ自動車工業(株)（現トヨタ自動車(株)）の挙母工場は、昭和13年に論地ヶ原（現トヨタ町）と呼ばれる丘陵地帯に完成し操業を開始した。戦後、一時の停滞期はあったものの、昭和29年に公布・施行の「工場誘致奨励条例」と高度経済成長等により自動車産業は急速な発展を遂げた。

2 市役所の位置と面積(令和8年4月1日現在)

- 位置(市役所) 東経 137度09分24秒
北緯 35度05分00秒
海拔 36.73m
※市内最高地 1,240.0m(稲武町^{いなぶ})
市内最低地 3.2m(駒新町^{こましん})
- 面積 918.32km²(県内第1位)

3 人口(令和8年4月1日現在)

- 総人口 414,394人
男 216,559人
女 197,835人
- 世帯数 192,928世帯
- 人口密度 451人/km²
- 平均年齢 45.60歳

順位	中核市	人口
1	船橋市	653,501
2	川口市	609,493
3	鹿児島市	585,329
4	八王子市	558,190
5	姫路市	518,853
16	豊田市	414,394

※中核市62市

4 産業

- 工業(R7.8.29「2024年経済構造実態調査結果」)
 - ・事業所数 928
 - ・従業者数 118,914人
 - ・製造品出荷額等 20兆5271億5111万円(全国第1位)

【愛知県】 ※昭和56年から連続第1位

順位	市町村	製造品出荷額等(万円)
1	豊田市	2,052,715,111
2	名古屋市	354,911,100
3	岡崎市	319,268,450
4	安城市	290,087,709
5	田原市	258,064,488
総数(県)		5,802,178,932

【全国】 ※平成14年から連続第1位

順位	市	製造品出荷額等(万円)
1	豊田市	2,052,715,111
2	倉敷市	554,883,238
3	市原市	511,905,346
4	大阪市	455,964,934
5	堺市	449,772,840

- 農業(R7.2.1「2025年農林業センサス結果報告書」) ※農林業センサスは5年改定

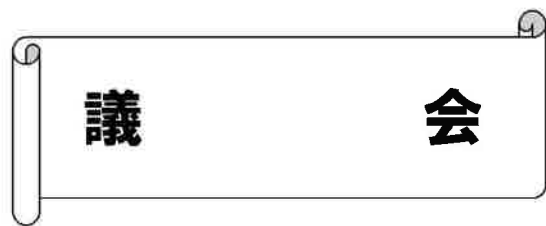
- ・農業経営体 1,417
- ・経営耕地面積 3,291ha
- ・農業従事者数(個人経営体) 1,461人

【産業別就業者数】 ※R2年 国勢調査

分類	人数(人)	構成(%)
第1次産業	3,471	1.7
第2次産業	92,389	44.1
第3次産業	106,591	50.9
分類不能	6,924	3.3
計	209,375	100.0

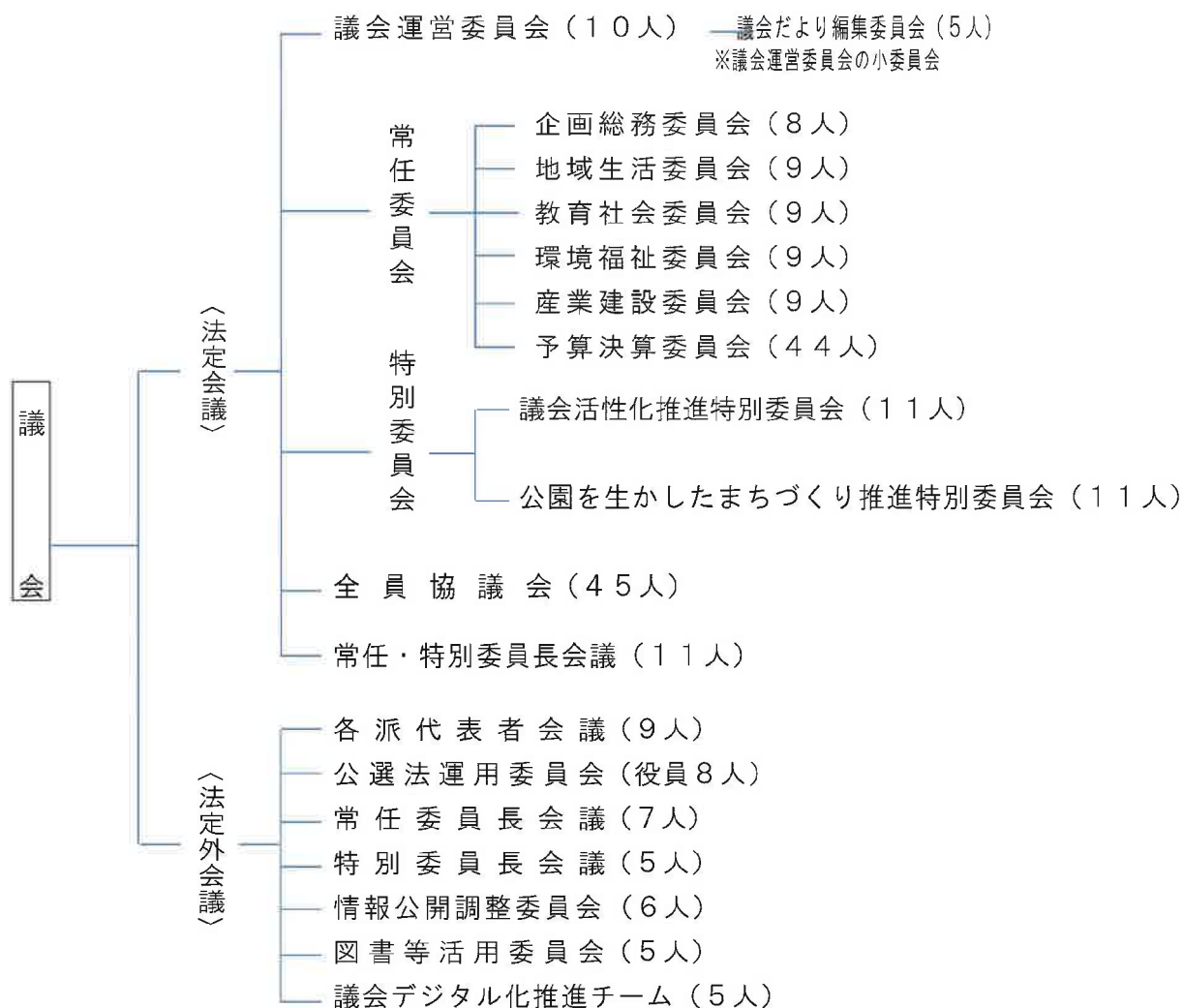
- 商業(R3.6.1「令和3年経済センサス活動調査結果」)

- ・事業所数 2,269
- ・従業者数 25,699人
- ・年間商品販売額 2兆523億2300万円



1 議会の構成

(1) 組織・構成（令和8年5月13日現在） ※（ ）は現員数



(2) 常任委員会・特別委員会

●常任委員会（任期1年）

名 称	定数	所 管 事 項
企画総務委員会	8人	市長公室、企画政策部、総務部及び市民部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
地域生活委員会	9人	地域活躍部、消防本部及び上下水道局の所管に属する事項
教育社会委員会	9人	魅力創造部、美術・博物部、こども・若者部及び教育委員会の所管に属する事項
環境福祉委員会	9人	環境部、福祉部及び保健部の所管に属する事項
産業建設委員会	9人	産業部、都市整備部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算委員会	44人	予算及び決算に関する事項

※議長は一旦常任委員となった後、議会の同意を得て委員会の所属を辞任する（平成11年5月臨時会から）。

●特別委員会

名 称	定数	設 置 目 的
議会活性化推進 特別委員会	11人	議会活性化に関する取組方針に基づき、市民の負託に応える議会の機能強化及び幅広い世代に親しまれる開かれた議会を目指す。
公園を生かした まちづくり 特別委員会	11人	本市の総合公園として位置づけられ、主に市民等にスポーツ機能として利用されてきた中央公園及び毘森公園をはじめとした市内公園の新たな姿について検討を行うことで、未来を見据えた、魅力あふれる再整備を目指す。

※議長・副議長は特別委員会には所属しないこととした（平成13年5月臨時会から）。

2 議員数

（1）定数

条例定数	現 員 数
45人	45人

（参考）

●豊田市議会の議員の定数を減少する条例の制定

昭和53年12月豊田市議会定例会にて可決（昭和53年条例第39号）

昭和54年4月12日施行（選挙告示日）

※ 昭和50年の国勢調査により、法定数が44人となったが、減少条例を制定し40人とした。

提案理由……社会的・経済的情勢に適応した議員定数の適正化を図る。

●豊田市議会議員定数条例の制定

平成14年9月豊田市議会定例会にて可決（平成14年条例第36号）

平成15年1月1日施行

※ 平成11年の地方自治法の一部改正により、平成15年1月1日からは法定定数制度が廃止され、条例で議員定数を定めることとされた。豊田市議会の場合は46人を超えない範囲で定めることとされ、条例で40人とした。

※ この条例の制定に伴い「豊田市議会の議員の定数を減少する条例」は廃止した。

- ・平成17年4月1日の豊田市と周辺6町村との合併に際し、議員定数特例を適用し、平成23年4月29日までは議員定数は47人であった。
- ・平成21年12月豊田市議会定例会にて豊田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を可決し、議員定数46人を平成23年4月の一般選挙から適用した。
- ・平成26年3月豊田市議会定例会にて豊田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を可決し、議員定数45人を平成27年4月の一般選挙から適用した。

(2) 当選回数、年齢、党派・会派別議員数

ア 当選回数及び年齢別議員数 (令和8年5月13日現在)

回数 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
30～39		1						1
40～49								0
50～59	4	6	5				1	16
60～69	6	2	6	3	1	3		21
70以上		2	1	4				7
計	10	11	12	7	1	3	1	45

最年長者：75歳 最年少者：37歳 平均年齢 61.7歳

イ 党派・会派別議員数 (令和8年5月13日現在)

党派 会派名	公明党	日本共産党	れいわ 新選組	無所属	計
自民クラブ議員団				28	28
市民フォーラム				9	9
公明党豊田市議団	4				4
新しい風とよた			1	2	3
諸派		1			1
計	4	1	1	39	45

(参考) ・正副議長は会派離脱をしていない。

・所属議員3名以上で届出されたものを会派とする。

・会派認定されていない議員を総称して「諸派」としている。

3 議会関係役職と任期（令和8年5月13日現在）

（１）選挙

議長 岩 田 淳

副議長 浅 井 保 孝

（２）議長指名

●常任委員会委員

区 分	企画総務 委員会	地域生活 委員会	教育社会 委員会	環境福祉 委員会	産業建設 委員会	予算決算 委員会
委 員 長	近藤 厚司	山本 義勝	深津 秀仁	奥村 峰生	石川 嘉仁	福岡 靖純
副委員長	中村 竹夫	都築 清之	武田 一夫	安藤 寿昭	兵藤 慎也	鈴木 昌秋
委 員	小島 政直	太田 博康	鈴木 章	田代 研	岡田 耕一	議長を除く全議員
	板垣 清志	木本 文也	根本 美春	杉本 寛文	羽根田利明	
	窪谷 文克	中村 孝浩	北川 敏崇	浅井 保孝	山田 主成	
	吉野 英国	海老澤要造	榎屋小百合	福岡 靖純	古木 吉昭	
	鈴木 孝英	杉浦 健史	日當 浩介	中尾 俊和	塩谷 雅樹	
	松原 一也	酒井 斉	寺田 康生	中島 竜二	大石 智里	
		西田ひさよ	鈴木 昌秋	石川 要一	水野 博史	

●議会運営委員会・特別委員会委員

区 分	議会運営委員会	公園を生かした まちづくり推進 特別委員会	議会活性化推進 特別委員会
委 員 長	鈴木 章	杉浦 健史	北川 敏崇
副委員長	塩谷 雅樹	石川 要一	酒井 斉
委 員	板垣 清志	岡田 耕一	根本 美春
	榎屋小百合	小島 政直	田代 研
	吉野 英国	鈴木 章	杉本 寛文
	水野 博史	中村 孝浩	塩谷 雅樹
	海老澤要造	水野 博史	山本 義勝
	寺田 康生	深津 秀仁	石川 嘉仁
	近藤 厚司	中村 竹夫	近藤 厚司
	西田ひさよ	武田 一夫	松原 一也
		兵藤 慎也	都築 清之

（３）選任同意

監査委員

羽根田利明 山田 主成

※ 任 期：議長は慣例により１年、

委員は豊田市委員会条例により１年としている（監査委員を除く。）

※ 事前協議：議会が行う選挙の方法は、あらかじめ各派代表者会議で協議されるのが例である。

(参考)

1 各会派間の調整を必要としない役職

役職名	選出規定	会議態様
議 長	選 挙	選 挙
副 議 長	選 挙	選 挙

2 各会派間の調整を必要とする役職

(1) 本会議関係

役職名	選出規定	会議態様
監査委員	議会の同意	同意案件

(2) 委員会関係

役職名	選出規定	会議態様
常任・特別委員会委員 議会運営委員会委員	議会に諮り 議長が指名	議会に諮り 議長が指名
正・副委員長	互 選	指名推選

4 議会の運営

(1) 開会前の態様



(2) 本会議の態様

おおむね、次のような流れで議会は進行する。

◎ 第 1 日目 (初日)

施政方針【3 月定例会のみ実施】
報告案件
承認案件 (質疑・採決)
議案上程、説明

◎ 第 2 日目～第 4 日目 ※3 月定例会は第 2 日目～第 5 日目

質 問
代表質問【3 月定例会のみ実施】
一般質問【毎定例会において実施】
関連質問

◎ 第 5 日目 ※3 月定例会は第 6 日目

議案質疑
議案の各常任委員会及び予算決算委員会付託
請願の委員会付託

※予算及び決算は、予算決算委員会へ付託する（平成 22 年 5 月委員会条例改正）。

◎ 各委員会開催 1 日 1 委員会の開催が原則

※予算決算委員会の分科会を開催する場合は、各常任委員会終了後に開催
※全委員会終了後、委員会報告書整理のため休会日进行（平成 16 年 6 月定例会から）。

◎ 第 6 日目 (最終日) ※3 月定例会は第 7 日目

委員長報告
委員長報告質疑
討 論
採 決
同意案件
意見書・決議案件

(3) 発言

●概要

	代表質問	一般質問	関連質問	質 疑	討 論
通 告 制	有	有	有	有	有
登 壇 制	有(演壇)	有(質問席)	有(質問席)	有(質問席)	有(演壇)
発言持時間	60分以内 (答弁時間は含まない。)	30分、40分、 50分又は60分 (答弁時間を 含む。)	10分以内 (答弁時間は 含まない。)	40分以内 (答弁時間を 含む。)	制限なし
回 数	再質問は1回	制限なし	2回以内	再質問は1回	——

※代表質問は施政方針に対する質問を原則とする。大項目で区切って行うものとし、再質問はそれぞれ1回とする。

ア 質問(代表・一般・関連)

通告締切日は開会日4日前の午後2時

[代表質問]

- (ア) 3月定例会のみ行う。
- (イ) 市長の施政方針に対する質問を原則とする。
- (ウ) 質問者は、各会派代表1人とする(4会派:令和7年5月14日現在)。
- (エ) 発言順序は、会派構成員人数順(大会派順)。
- (オ) 代表質問に対する関連質問は行わない。
- (カ) 質問は、大項目で区切って行うものとし、再質問はそれぞれ1回とする。

◎会派割当代表質問時間(答弁を含まず。)

ㄥ(会派持ち分30分+2分×所属議員数 ※上限60分、分単位は切り上げる。)

《令和8年度の会派割当代表質問時間》

- ・自民クラブ議員団 60分:(30分+2分×28人)
- ・市民フォーラム 50分:(30分+2分×9人)
- ・公明党豊田市議団 40分:(30分+2分×4人)
- ・新しい風とよた 40分:(30分+2分×3人)

[一般質問]

- (ア) 通告書には、できる限り具体的な質問項目及び質問時間を記載する。
- (イ) 代表質問を行った者は、一般質問はできない(3月定例会のみ)。
- (ウ) 一般質問の順序は、毎定例会最大会派が1番に行い、2番目以降は抽選により決定する。
- (エ) 一般質問は一問一答方式とすることができることとした(平成17年3月定例会から)。

◎一定例会当たりの会派割当一般質問時間（答弁も含む。）

└（会派持ち分１０分＋２０分×所属議員数）

《令和８年度の会派割当一般質問時間》

・自民クラブ議員団	５７０分：（１０分＋２０分×２８人）
・市民フォーラム	１９０分：（１０分＋２０分× ９人）
・公明党豊田市議団	９０分：（１０分＋２０分× ４人）
・新しい風とよた	７０分：（１０分＋２０分× ３人）
・諸 派	３０分：（１０分＋２０分× １人）
合 計	９５０分：（１５．８時間）

※会派の割当質問時間については、年度内で６０分以内に限り直近及び直後の定例会に前倒し又は繰越しができる。

〔関連質問〕

- （ア）関連質問は一般質問終了後とする（一般質問終了までに、議長に通告し許可を得る）。
- （イ）関連質問の内容は一般質問の関連に限るものとし、その範囲は実際に行われた質問の答弁に対して疑義が生じた場合とする。
- （ウ）関連質問の関連質問は認めない。

イ 議案質疑

- （ア）事前通告制（書面により議案質疑実施日の２日前の午後２時まで）
ただし、最終日に追加議案が提出された場合はこの限りではない。
- （イ）一問一答方式とし、再質問は１回
- （ウ）発言順位は、会派構成人数順に、議長が指名
- （エ）発言時間は会派ごとの持ち時間制（令和５年６月定例会から）

◎会派割当質問時間（答弁も含む。）

└（会派持ち分１０分＋２分×所属議員数 ※上限４０分、５分単位は切り上げる。）

《令和８年度の会派割当質問時間》

・自民クラブ議員団	４０分：（１０分＋２分×２８人）
・市民フォーラム	３０分：（１０分＋２分× ９人）
・公明党豊田市議団	２０分：（１０分＋２分× ４人）
・新しい風とよた	２０分：（１０分＋２分× ３人）

※平成１６年６月定例会から、代表質疑制及び事前通告制とした。

ウ 討論

事前通告制（書面により討論実施日の前日午後２時まで）。ただし、最終日に追加議案が提出された場合はこの限りではない。

(4) 委員長報告

ア 委員会審査結果報告書の提出

委員長名により、議長へ審査結果を報告

イ 本会議での報告

本会議（最終日）において、委員長が口頭で審査結果を報告している。

報告内容は結果及び審査内容としている。

※平成16年6月定例会から審査内容も報告することとした。以前は、結果（承認・承認しない、採択・不採択）のみの報告としていた。

(5) 確認の機会の付与

ア 想定される機会

(ア) 代表質問及び一般質問、議案質疑、委員会質疑において、議員の質問の趣旨が不明確なとき。

(イ) 代表質問及び一般質問、議案質疑、委員会質疑において、議員の質問が通告外と思われるとき。

(ウ) 議員提出議案について、執行部から確認したい事項があるとき。

イ 具体的手順

(ア) 質問の趣旨が不明確、質問が通告外と思われる場合

議長（委員長）へ、確認の機会の付与を求める申出

⇒議長（委員長）の許可 ⇒確認の実施

※ 議長（委員長）判断で不許可の場合あり

※ 質問回数、質問時間から除外

(イ) 議員提出議案への確認

市長等は、確認の機会の付与申出書を議長に提出

※ 提出期限は原則として、本会議上程日の前日の午後2時

ウ その他

質問、質疑に対する確認の機会申出者は、当該会議の説明員

議員提出議案に対する確認の機会申出者は、市長、教育長、上下水道局事業管理者及び代表監査委員。ただし、発言者は担当部長も可能。答弁者は議員提出議案の提出者

5 議案審議

(1) 予算議案

ア 予算決算委員会に付託し、分科会を設置して審査する。

予算決算委員会 ― 企画総務分科会、地域生活分科会、教育社会分科会、環境福祉分科会、産業建設分科会（平成22年5月委員会条例改正）

イ 態様

(ア) 審査方法

予算説明会2日間（当初予算のみ）、分科会各1日間

(イ) 構成員

議長を除く全議員（44人）

(ウ) 議案質疑

- ・ 予算（補正予算を含む。）及び決算案件に関する本会議における議案質疑を行った場合は、予算決算委員会での議案質疑は省略する。

（令和５年６月定例会から）

- ・ 委員会（全体会）で会派持ち時間制（１０分＋５分×会派所属議員数、答弁も含む。）、事前通告制（書面により実施日の前日午後２時まで）により１日間実施
- ・ 持ち時間は、会派に所属しない委員にも適用する。
- ・ 本会議での予算関係議案に対する議案質疑は省略する。

ウ その他

- （ア） 昭和５５年から平成１８年までは、各常任委員会に分割付託、それ以前は、総務委員会（現在の企画総務委員会）において審査していた。
- （イ） 当初予算については、全議員を対象とする説明会を設けるものとし、日数は２日間とした（昭和６３年から）。
- （ウ） 当初予算の各分科会審査に当たり、執行部説明を省略し、冒頭から質疑を実施することとした（平成１４年から）。
- （エ） 予算に関する質疑は、一問一答方式とした（平成１４年から）。

(２) 決算議案

- ア 予算決算委員会に付託し、分科会を設置して審査する（平成２２年５月委員会条例改正）。

イ 態様

（ア） 審査方法

決算説明会２日間、分科会各１日間

（イ） 構成員

議長を除く全議員（４４人）

（ウ） 議案質疑

- ・ 予算（補正予算を含む。）及び決算案件に関する本会議における議案質疑を行った場合は、予算決算委員会での議案質疑は省略する。
- （令和５年６月定例会から）
- ・ 委員会（全体会）で会派持ち時間制（１０分＋５分×会派所属議員数、答弁も含む。）、事前通告制（書面により実施日の前日午後２時まで）により１日間実施
 - ・ 持ち時間は、会派に所属しない委員にも適用する。
 - ・ 本会議での予算関係議案に対する議案質疑は省略する。

ウ その他

(ア) 昭和62年から平成18年までは、9月定例会において決算特別委員会を設置し、会期中の審査(4日間)としていた。構成員は、11人又は12人であった。

(イ) 会期中に電子伝票(端末機にて)を閲覧できることにした(令和4年度から)。それ以前は、会計課保管の伝票類、請求書、領収書、口座振替一覧表も閲覧できることとした(平成13年から)。

(3) 請願・陳情等

ア 議会に提出される文書

(ア) 請願書

(イ) 陳情書

(ウ) その他

イ 審査方法

(ア) 請願…………… 所管委員会に付託し審査を行い、本会議において採決

(イ) 陳情…………… 委員会の場において、提出された陳情の要旨(内容を委員及び執行部に対して報告し、意見、質疑による審査のみ実施(採決は行わない。))

(ウ) その他…………… 一般文書として取り扱い、議長へ報告(原則)

ウ 文書受付締切日

当該議会にて処理するものは、定例会前の議会運営委員会の2日前

エ 請願・陳情等の処理経路

(ア) 請願

提出者 → 紹介議員 → 議会局受理 → 文書表作成 →
議会運営委員会 → 本会議で委員会付託 → 委員会審査 →
本会議・委員長報告 → 本会議・採決 → 紹介議員(回答) →
提出者(回答)

(イ) 陳情

提出者 → 議会局受付 → 文書表作成 → 議会運営委員会
(所管委員会決定) → 委員会報告 → 提出者(回答)

※提出された陳情のうち、審査除外基準のいずれかに該当するものは、議会の審査及び一般文書の取扱いとせず、議長預かりとし、議長判断により処理する。

※郵送による陳情文書は、一般文書として取り扱うこととし、議会運営委員会にはその「写し」を配付する。

(4) 意見書・決議

ア 提出要件

議会運営委員会の全会一致が原則である。提出者は所管の委員長になる。

イ 提出期限

本会議・開会7日前の議会運営委員会に提出することを原則とする。

ただし、議会開会中に提出された場合は、その議会に提出するか否かについて議会運営委員会で協議する。

ウ 審査方法

委員会付託を省略し、本会議にて即決する。

6 傍聴

(1) 本会議

ア 傍聴席 …… 一般席、報道関係者席

※平成21年6月定例会から、2台のテレビモニターを設置しケーブルテレビの配信映像を放映

定員 …… (ア) 一般席 固定席 …… 122席

車いす席 …… 専用スペース6台分

(イ) 報道関係者席 …… 11席

イ 傍聴

・一般の方の場合……傍聴券交付簿（氏名、住所、連絡先を記載）により傍聴券を交付

・報道関係者の場合…報道関係者は入退室自由

(2) 委員会

ア 傍聴席 …… 独立した傍聴席はない。

※ 傍聴可能席は、委員会又は委員会室によって異なる。

イ 傍聴

・一般の方の場合……本会議に付随する常任委員会は原則許可（傍聴受付簿に氏名、住所を記載）

それ以外の委員会は、その都度委員長が許可

・報道関係者の場合…委員長が許可し委員会に報告する。

※本会議、委員会いずれも希望日の5日前までに申し込むことにより手話通訳及び要約筆記を配置する（平成11年12月定例会から）。

7 会議録

(1) 態様

項 目	本 会 議	委 員 会
記 録 方 法	ICレコーダーにより収録	ICレコーダーにより収録
作成及び部数	業者委託により反訳 ・印刷製本 作成51部 ・録音反訳 会議ごとにCD-ROM 1枚(MS Word)	業者委託により反訳 ・印刷製本 作成1部 ・録音反訳 年度ごとにCD-ROM 1枚(MS Word)
会 議 録 様 式	A5版(26行35文字) 1ページ当たりの字数(910字)	A4版(46行40文字) 1ページ当たりの字数(1,840字)
委 託 料	1ページ単価契約(51部) 令和7年度実績ページ 2,216ページ 令和7年度 委託契約金額	1ページ単価契約(1部) 令和7年度実績ページ 1,063ページ 1,987,597円(税込)
会議録配付先	市特別職、愛知県図書館、国立 国会図書館、県議会、中央図書 館、コミュニティセンター・交流 館、市政情報コーナー等	

(2) 本会議録配付時期

原則として、次期定例会までに配付

(参考)

- ・昭和46年3月5日 録音テープによって収録
- ・昭和50年度 反訳委託(本会議)
- ・昭和60年度 一括委託(反訳、製本、印刷)
- ・平成11年度 議会内LANによる会議録検索システムを導入
- ・平成13年度 会議録検索システムの全庁への導入により、執行部へ
会議録の配付取りやめ
- ・平成15年7月1日 議会ホームページに会議録検索システムをリンク
- ・平成18年度 平成18年3月定例会会議録から、議員への冊子によ
る配付を取りやめ、議会内LANの会議録検索システムよ
り、電子データを提供

※委員会の会議録について、住民等から写しの交付又は閲覧の請求があったときは、豊田市情報公開条例に基づき公開する(平成11年4月1日から)。

※委員会の会議録の写しを議会図書室及び市政情報コーナーに置くこととした(平成15年度分を平成16年5月から実施)。

※議会内LAN及びインターネットの検索システムによる委員会等(議会運営委員会、常任委員会、全員協議会、常任・特別委員長会議)の会議録を公開することとした(平成20年3月以降開催分を平成21年6月1日から実施。(全員協議会、常任・特別委員長会議については平成21年4月以降開催分から))。

8 その他会議

(1) 全員協議会（法定会議 平成21年度から）

議員全員によって組織されるもので、必要に応じて議長が招集する（議会の審議に付すべき案件ではないが、議会側において重大な関心を有する事項又は事前協議において確認する事項がある場合に開かれる）。

(2) 常任・特別委員長会議（法定会議 平成21年度から）

ア 目的

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の各委員長が情報交換することにより、各委員会の適正な運営と会議の活性化を図る。

イ 主催

議長

ウ 構成員

議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長（6）、特別委員長（2）

(3) 各派代表者会議（法定外会議）

必要に応じて議長が招集する。

ア 構成員

人員 9人

（内 訳）

（令和8年5月13日現在）

	人 数	氏 名
議 長	1	岩田 淳
副 議 長	1	浅井保孝
議会運営委員長	1	鈴木 章
自民クラブ議員団	3	板垣清志 水野博史 寺田康生
市民フォーラム	1	塩谷雅樹
公明党豊田市議団	1	田代 研
新しい風とよた	1	中島竜二

※ 議会運営委員長の出席は、昭和56年からオブザーバーとして実施していたもの
平成23年5月18日以降は各派代表者会議の構成員とした。

イ 協議事項

各会派の連絡協調に関すること。

（ア）身分や人事の会派調整

（イ）議員親睦に関する事項

（ウ）議会運営委員会からの調整事項

（エ）その他各会派の連絡調整を必要とする事項

※名称の変更（昭和56年3月24日確認）

「各派交渉会」 → 「各派代表者会議」

(4) 公選法運用委員会（法定外会議）

ア 目的

公選法の遵守と議員申合せ事項及び政務活動費条例・規則に基づく広報広聴費の適正な運用を図る。

イ 構成員

人員 45人（全議員）

役員会 8人

（内 訳）

（令和8年5月13日現在）

	人 数	氏 名
自民クラブ議員団	4	水野博史（副委員長） 海老澤要造 寺田康生 近藤厚司
市民フォーラム	1	鈴木孝英
公明党豊田市議団	1	田代 研（委員長）
新しい風とよた	1	西田ひさよ
諸派	1	根本美春

ウ 設置年月日

昭和50年10月21日

エ 経過

（ア）虚礼廃止に関する申合せ確認（昭和53年8月16日）

（イ）名称変更（昭和56年6月1日）

「改選法運用委員会」 → 「公選法運用委員会」

（ウ）「豊田市議会議員公選法運用委員会に関する内規」を作成

（昭和58年9月9日）

（エ）政務調査費条例・規則の改定により目的を一部改正（平成21年4月1日）

(5) 常任委員長会議（法定外会議）

ア 目的

常任委員会、議会運営委員会の各委員長が情報交換することにより、各委員会の適正な運営と会議の活性化を図る。

イ 主催

議会運営委員長

ウ 構成員

議会運営委員長、常任委員長（6）

(6) 特別委員長会議（法定外会議）

ア 目的

特別委員会、議会運営委員会の各委員長が情報交換することにより、各委員会の適正な運営と会議の活性化を図る。

イ 主催

議長

ウ 構成員

議長、副議長、議会運営委員長、特別委員長（２）

（７）情報公開調整委員会（法定外会議）

ア 目的

情報公開条例及び個人情報保護条例の運用に伴い、個人情報を厳守しつつ、市民に的確な情報提供を行うとともに、円滑な事務事業の執行を図る。

イ 構成員

委員 ６名（うち１名は副議長とすることが例となっている。）

（内 訳）

（令和８年６月５日現在）

	人 数	氏 名
副 議 長	１	浅井保孝（委員長）
自民クラブ議員団	２	海老澤要造（副委員長）、近藤厚司
市民フォーラム	１	中村孝浩
公明党豊田市議団	１	榎屋小百合
新しい風とよた	１	西田ひさよ

（８）図書等活用委員会（法定外会議）

ア 目的

豊田市議会図書室等の運用に関する事項について協議し、図書・資料等の充実を図る。

イ 構成員

委員 ５名

（内 訳）

（令和８年６月２４日現在）

	人 数	氏 名
自民クラブ議員団	２	寺田康夫（委員長） 鈴木昌秋（副委員長）
市民フォーラム	１	武田一夫
公明党豊田市議団	１	榎屋小百合
新しい風とよた	１	中島竜二

9 議会活性化の取組

豊田市議会では特別委員会による議会活性化の取組を行っています。

委員会名称：議会活性化推進特別委員会
設置年月：平成16年5月
研究調査項目：①議会費のあり方 ②議会のIT化
③議会規則・委員会条例等の見直し
委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会
設置年月：平成17年6月
研究調査項目：①議会のIT化 ②議会の権能向上策
委員定数：11人

委員会名称：議会権能向上特別委員会
設置年月：平成18年5月
研究調査項目：①審査機能の向上 ②議会関係例規及び市議会条例のあり方
委員定数：11人

委員会名称：議会課題検討特別委員会
設置年月：平成19年6月
研究調査項目：①議員提出議案提出に向けた取組 ②政務調査費の額及び使途基準
委員定数：11人

委員会名称：議会基本条例検討特別委員会
設置年月：平成20年5月
研究調査項目：市まちづくり基本条例の関係規定を踏まえた、豊田市議会にふさわしい議会基本条例素案の作成
委員定数：11人

委員会名称：議会条例検討特別委員会
設置年月：平成21年5月
研究調査項目：①「豊田市基本条例」に規定する「倫理条例」素案策定
②議決事件について「基本構想」「基本計画」を含めることの是非
委員定数：11人

委員会名称：議員定数検討特別委員会

設置年月：平成21年6月

研究調査項目：平成23年4月の改選時の議員定数について提言

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化特別委員会

設置年月：平成22年5月

研究調査項目：①議会報告会 ②シンポジウム

③市民意識調査の把握（アンケート・パブリックコメント等）

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：平成23年5月

研究調査項目：市民シンポジウム、議会報告会及び市民意識調査の実施並びに
その結果を踏まえた次年度以降の取組

委員定数：14人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：平成24年5月

研究調査項目：二代表制の一翼を担い、自治体の最終決定機関である議会には、監視及び評価機能の充実に加え、政策形成能力も求められる。よって、次年度の政策条例化に向け、住民の視点から市の抱える課題及び条例制定までの仕組みづくりについて調査研究する。

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：平成25年5月

研究調査項目：市民意識調査の結果や他自治体事例調査等により、豊田市議会の課題を洗い出し、更なる議会改革を目指す。特に2年間実施している市民シンポジウム、地域市議会報告会について、効果の検証を行い、改善策を調査研究する。また、これまでの議会活性化に関する特別委員会で検討された主要課題についても、再度検証を行い、改善策を調査・研究する。

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：平成26年5月

研究調査項目： 他自治体の事例調査を行い、常任委員会・特別委員会の設置方法（設置年数、設置数、参加人員等）と議員提出条例の提出状況を調査・研究する。併せて定例会の会期等の見直しについて調査・研究する。

委員定数：11人

委員会名称：議会力向上特別委員会

設置年月：平成28年5月

研究調査項目： 議会基本条例に基づき行ったこれまでの取組を検証し、基本条例の実効性を更に高め、二元代表制の一翼として議会力の向上を目指し、調査・研究を行う。

委員定数：11人

委員会名称：議会力向上特別委員会

設置年月：平成29年5月

研究調査項目： 二元代表制の一翼として更なる議会力の向上を目指すため、議員提出条例の検討、議事堂設備の充実などについて調査・研究を行う。

委員定数：11人

委員会名称：議会ICT化推進特別委員会

設置年月：平成30年5月

研究調査項目： 議会のICT化推進の一環として、円滑かつ効果的な議会活動に資するタブレット端末の導入について調査・研究を行う。

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：令和元年5月

研究調査項目： 議会基本条例に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を外部調査機関等の意見を参考に検証し、議会基本条例の実効性を高め、二元代表制の一翼として議会力の更なる向上を目指し、調査・研究を行う。

委員定数：11人

委員会名称：議会情報戦略推進推進特別委員会

設置年月：令和3年5月

研究調査項目：情報技術の多様化やポストコロナの生活様式を見据え、人工知能（AI）など情報通信技術（ICT）活用の可能性を見極め、効率的かつ危機管理などに対応した議会活動を目指す。

委員定数：11人

委員会名称：議会デジタル化推進特別委員会

設置年月：令和4年5月

研究調査項目：デジタル技術を活用し議会活動の高度化による議会機能の強化及び議会の見える化を図り、これまで以上に市民に分かりやすい開かれた議会の実現を目指す。

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：令和5年5月

研究調査項目：議会基本条例に基づき前任期中に行ったこれまでの取組を検証・評価し、今任期中の議会活性化に向けた方針を設定することで継続的な議会力の向上を目指す。

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：令和6年5月

研究調査項目：前年度の議会活性化推進特別委員会で示された取組方針に基づき、継続的な議会力の向上及び開かれた議会を目指す。

委員定数：11人

委員会名称：議会活性化推進特別委員会

設置年月：令和7年5月

研究調査項目：議会活性化に関する取組方針に基づき、継続的な議会力の向上及び開かれた議会を目指す。

委員定数：11人

10 報酬・その他

(1) 議員報酬等

● 議員報酬

(月額、単位/円)

	現 行 額	適用年月日	前 回 額	適用年月日
議 長	767,000	令 6. 4. 1	759,000	平31. 4. 1
副 議 長	698,000	令 6. 4. 1	691,000	平31. 4. 1
議 員	649,000	令 6. 4. 1	642,000	平31. 4. 1

● 期末手当

6 月	1 2 月	計	適用年月日
1. 750月	1. 750月	3. 50月	令 8. 4. 1 (報酬加算45%)

● 会議出席に係る費用弁償(平成22年4月1日から)

一般職の職員の通勤手当の例により算定した額(議長を除く。)

※距離に応じて算定した日額(110円~2,290円(令和8年4月1日から))を支給

対象会議：本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、常任・特別委員長会議(重複支給しない)

(2) 二役等の給与

(月額、単位/円)

	現行額	適用年月日	前回額	適用年月日
市 長	1,144,000	令 8. 4. 1	1,129,000	平23. 4. 1
副 市 長	963,000	令 8. 4. 1	951,000	平23. 4. 1
教 育 長	773,000	令 8. 4. 1	763,000	平23. 4. 1
上下水道局事業管理者	773,000	令 8. 4. 1	763,000	平23. 4. 1
常勤の監査委員	672,000	令 8. 4. 1	664,000	平23. 4. 1

(3) 政務活動費

根 拠	豊田市議会政務活動費条例
交 付 額	1人当たり年額600,000円を限度に会派等へ支給
交付方法	各会派及び議員の申請により一括交付
関係法令	豊田市議会政務活動費交付規則、豊田市議会政務活動費規程
予 算	議会費(補助金)
経 過	・平成12年度まで要綱により市政調査研究費として会派等に1人当たり年額270,000円を限度に交付 ・平成13年度から24年度まで、条例により政務調査費として会派等に1人当たり年額380,000円を限度に交付 ・平成25年度から、条例により政務活動費として会派等に1人当たり年額530,000円を限度に交付 ・令和元年度から、条例により政務活動費として会派等に1人当たり年額600,000円を限度に交付

(4) 議員研修(講演会を主に、昭和43年から随時開催)

●豊田市議会議員研修会

年度	講 師 名	演 題	実施年月日
令和元	豊田人権擁護委員協議会 会 長 加藤 俊明 氏 副会長 内藤 朋子 氏 副会長 石川みつ子 氏 研修部長 堀 隆昭 氏	人権研修 ～人権擁護委員の活動と最近の人権課題～	令元. 9. 24
	福祉部 高齢福祉課職員	認知症サポーター養成講座	令元. 12. 23
	広場ニスト 全国まちなか広場研究所 NPO 法人 GP ネットワーク 山 下 裕 子 氏	【市民シンポジウム】 プレイスメイキング ～つくる ・つかう わたしたちの駅前広場～ 第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション	令2. 1. 11
2	一般社団法人全国古民家再生協会 顧問 井上 幸一 氏	空き家の発生抑制・利活用・解体促進	令2. 9. 29
	豊田加茂医師会副会長 加 藤 真 二 氏	未来のための 豊田市の医療体制について	令3. 3. 18
3	議会事務局実務研究会 北 村 純 一 氏	議会・議員による SNSとの付き合い方	令3. 9. 28
4	公益財団法人 豊田地域医療センター院長 堀 口 高 彦 氏	最近のアレルギー疾患の話題 ー愛知県における取組みも含めてー	令4. 9. 29
	トヨタ自動車株式会社 Executive Fellow 河 合 満 氏	モノづくりは人づくり ～技能伝承と人材育成～	令4. 11. 22
	株式会社三菱総合研究所 主席研究員 村 上 文 洋 氏	【市民シンポジウム】 データ活用で変わる社会 ～豊田市のDXとわたしたちの暮らし～ 第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション	令5. 1. 14
5	中央大学副学長／法学部教授 礒 崎 初 仁 氏	政策に強い議会をつくろう ーその視点と方法ー	令5. 9. 26
	一般社団法人日本防犯住宅協会 会長 柴 山 明 輝 氏	「泥棒目線で考える地域の防犯対策」 について ～一般的な防犯対策から 最近の強盗団対策まで～	令5. 12. 21
	名古屋大学減災連携研究センター准教授 平 山 修 久 氏	【市民シンポジウム】 豊田市の災害文明と災害文化を考える 第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション	令6. 1. 13
	SAK法律事務所 弁護士 金 岡 宏 樹 氏	インターネットを利用した政治活動の 注意点と公選法	令6. 3. 22

6	Stand by Women 代表 濱 田 真 里 氏	政治分野のハラスメントの防止に向けて ーハラスメントの実態から考えるー	令6. 9. 25
	愛知県厚生農業協同組合連合会 足助病院 リハビリテーション室 田 上 裕 記 氏	働く世代の健康づくり イキイキと働き続けるための体づくり をしましょう	令6. 12. 19
	特定非営利活動法人サンカクシャ 早 川 智 大 氏	【市民シンポジウム】 こども・若者のミライを守る居場所の つくり方 第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション	令7. 2. 1
	一般社団法人 豊田加茂医師会 会長 加 藤 真 二 氏	豊田加茂ウェルビーイングネットワーク ～いつまでも幸せ、生きがいを感じて 「自分らしく生きる」ことができる地域 になるために、私たちができること～	令7. 3. 17
7	豊田警察署 署長 木 村 紀 夫 氏	最近の犯罪情勢と対策	令和7. 9. 24
	常磐大学総合政策学部法律行政学科 教授 吉 田 勉 氏	議会運営のあり方と改革のポイント	令和7. 12. 18
	クラスター豊田 上 原 房 枝 氏	【市民シンポジウム】 過去から未来へと想いをつなぐ「人生フ ァイル」～今日から記してみませんか～ 第1部 基調講演 第2部 パネルディスカッション	令和8. 1. 17

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため市民シンポジウムを実施しなかった

●西三河議会議員合同研修会

年度	講 師 名	演 題	実施年月日
平成 1 1	地方議会コンサルタント 中 嶋 正 郎 氏	議会の現状と対応を考える	安城市 平11. 10. 18
1 2	知立市文化会館 館長 伊 豫 田 静 弘 氏	ヒーローの条件 ー男はなぜ泣かないかー	知立市 平11. 11. 30
1 3	愛知学泉大学教授 内 田 州 昭 氏	観光という名のまちそだて	岡崎市 平13. 11. 21
1 4	中京大学体育学部教授 湯 浅 景 元 氏	一流スポーツ選手に学ぶ健康法	豊田市 平14. 11. 21
1 5	元鳥羽水族館副館長伊勢志摩VPOネットワークの会長 中 村 元 氏	地方分権時代のまちづくり	安城市 平15. 11. 10
1 6	ジャーナリスト 高 野 孟 氏	行政改革と地方分権の課題	知立市 平16. 11. 16
1 7	政治ジャーナリスト 河 崎 曾一郎 氏	政局の展望とよみ方	岡崎市 平18. 1. 11

18	元佐賀市長 木下敏之氏	地方分権と自治体改革について ～行政の市民サービス～ ※平18.11.17開催の研修会は豊田市議会議員研修会と兼ねて開催	豊田市 平18.11.17
19	ジャーナリスト 二木啓孝氏	福田政権と秋の政局の行方	安城市 平19.10.29
20	ジャーナリスト 角谷浩一氏	政局のゆくえ	知立市 平20.11.19
21	東京大学名誉教授 大森 彌 氏	分権改革と地方議会	岡崎市 平21.11.17
22	東京都大学 教授、中部大学 教授、 桐蔭横浜大学 客員教授、東京農業大学 客員教授 涌井史郎氏	環境に配慮したまちづくり	豊田市 平22.11.18
23	専修大学法学部教授 小林弘和氏	新時代における地方議会の役割	安城市 平23.11.17
24	明治大学名誉教授、日本自治体危機管理学会会長 中邨 章 氏	自助と公助のはざままで ～地方議会の改革と危機への備え～	知立市 平24.11.15
25	東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井利之氏	自治体議会議員の役割と自治体議会のこれから	岡崎市 平25.11.19
26	神奈川大学法学部教授 幸田雅治氏	大規模災害発生時に議会は	豊田市 平26.11.18
27	名古屋学院大学現代社会学部教授 江口 忍 氏	リニアインパクトが西三河地域にもたらす影響	安城市 平28. 1. 26
28	中京大学スポーツ科学部教授 湯浅景元氏	西三河市議会議員のための健康づくり ～トップアスリートに学ぶ～	知立市 平29. 1. 31
29	経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏	大転換期の西三河経済の明日を読む どうなる日本経済、そして世界経済は？	岡崎市 平30. 1. 30
30	数学者・お茶の水女子大学名誉教授 藤原 正彦氏	日本のこれから、日本人のこれから	碧南市 平31. 1. 29
令和元	元バドミントン日本代表 小 椋 久美子 氏	失敗から成功へ導く心の持ち方	刈谷市 令2. 1. 28
2	新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて中止（次年度へ延期）		豊田市 —
3	新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて中止（次年度へ延期）		豊田市 —
4	日本科学技術ジャーナリスト会議会長 室山 哲也氏	どうつくる？持続可能な社会 ～新型コロナとSDGs～	豊田市 令5. 1. 31
5	ITエバンジェリスト 若宮 正子氏	すでにはじまっている未来と日本の今 ～日本の高齢化のこれから～	安城市 令6. 1. 30
6	認定NPO法人レスキューストックヤード代表理事 栗田 暢之氏	災害からいのちと暮らしをどう守るか ～能登半島地震等の現場から	西尾市 令7. 1. 28

7	公益社団法人落語芸術協会 所属 春 風 亭 柳 雀 氏	脱サラ落語家が楽屋で学んだ コミュニケーション術	知立市 令和8. 1. 27
---	--------------------------------	-----------------------------	-------------------

●尾三11市議会議員合同研修会

年度	講 師 名	演 題	実施年月日
平成 16	中日新聞社取締役編集局長 小 出 宣 昭 氏	地方分権時代の地方議会・議員に 望むこと	豊田市 平16. 8. 18
18	前宮城県知事 浅 野 史 郎 氏	知事業とは何か ～12年間の任期を終えて～	小牧市 平18. 8. 9
20	政治ジャーナリスト 細 川 珠 生 氏	政治の使命と地方の役割	尾張旭市 平20. 8. 6
22	中央大学大学院教授 佐 々 木 信 夫 氏	地方議会は変わるか	豊明市 平22. 8. 10
24	専修大学教授 小 林 弘 和 氏	これからの地方議会改革の あるべき姿	日進市 平24. 8. 7
28	同志社大学大学院教授 新 川 達 郎 氏	災害時における議会の役割	北名古屋市 平28. 8. 4
30	食環境ジャーナリスト 金 丸 弘 美 氏	地域力の創造は足元から始まる 各地で活発化する地元の力	みよし市 平30. 8. 10
令和 2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止		長久手市 —

※令和4年度以降、休止（令和3年7月30日 尾三11市議会議長会において決定）

（5）議員の慶弔

議員相互の慶弔見舞、研修、親睦を図るために組織

「議会親睦会」会費 議員1人当たり月額2,000円

(6) 旅行に関する費用（議長、副議長、議員 共通）

●宿泊費

地域区分	基準額	適用年月日
東京	27,000円	令和8.4.1
京都	26,000円	
千葉、兵庫、福岡	22,000円	
埼玉、神奈川、新潟、大阪	21,000円	
北海道、香川	20,000円	
岡山、広島、熊本	18,000円	
山梨、長野、岐阜、長崎	17,000円	
青森、宮城、群馬、静岡、愛知、三重、奈良、島根、愛媛、高知、沖縄	16,000円	
秋田、茨城、栃木、富山、滋賀、和歌山、佐賀、大分、宮崎、鹿児島	14,000円	
岩手、山形、石川、福井、徳島	13,000円	
福島、鳥取、山口	12,000円	

●宿泊手当

支給基準	支給額	適用年月日	
宿泊を伴う旅行について一夜当たりの定額により支給	定額2, 400円 ※支給対象者及び地域による区分なし	令和7. 4. 1	
	宿泊費又は包括宿泊費について、食事に係る費用が含まれる場合は、以下のとおり宿泊手当を減額する。		
	食事に係る費用の内容		宿泊手当支給額
	朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合		1, 600円
	朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合		800円
	旅行者が、旅行中自宅（又は自宅に相当する場所）に宿泊する場合は、宿泊手当は支給しない。		

11 行政視察・調査

(1) 国内視察

区 分	年間支給額 (1人当たり)	適用年月日	備 考
常 任 委 員 会 視 察	90,000円	平12.4.1	原則として委員会に支給。個人としては使用できない。
特 別 委 員 会 視 察	90,000円	〃	
議会運営委員会視察	75,000円	平 8.4.1	

(2) 海外視察

ア 一般視察

年度	行先	人員	期間	1人当たり 公費負担額	総 予 算 額	取扱団体
昭和59	豪州	2人	12日	876,850円	2,300,000円	全国議長会
60	欧州	3人	15日	1,028,370円	3,450,000円	全国議長会

※昭和43年から開始。昭和61年からは実施していない。

イ 特別視察

年 度	行先	議員 (人)	随行 (人)	期間 (日)	1人当たり 公費負担額	総予算額	取 扱 団 体
平成 9	欧州	10	2	14	1,100,000円	26,400,000円	単 市
	北米	10	2	14			
12	欧州	10	2	12	800,000円	19,200,000円	単 市
	北米	10	2	11			
14	欧州	8	2	9	800,000円	16,000,000円	単 市
	北米	8	2	9			
16	欧州	13	2	12	1,200,000円以内	55,200,000円	単 市
	北米	13	2	12			
	アジア	13	2	12			
20	欧州	7	1	12	1,200,000円以内	39,600,000円	単 市
	南米	8	1	11			
	北米	7	1	11			
27	欧州	5	1	7	1,200,000円以内	7,200,000円	単 市
28	オセアニア	6	1	10	1,200,000円以内	8,400,000円	単 市
29	欧州	11	2	10	1,200,000円以内	15,600,000円	単 市

※昭和55年から実施

※平成20年度、27年度、28年度、29年度は特別委員会を実施

ウ その他

ダービーシャー姉妹都市提携20周年記念訪問

年 度	行先	議員 (人)	随行 (人)	期間 (日)	1人当たり 公費負担額	総予算額	取 扱 団 体
平成30	英国	5	1	7	1,200,000円以内	7,200,000円	単 市

(3) 他市からの視察状況

年 度	来 市 数	議 員	随 行 等	計
平成19	99市等	763人	151人	914人
20	83市等	639人	143人	782人
21	94市等	629人	130人	759人
22	72市等	542人	131人	673人
23	109市等	646人	153人	799人
24	68市等	444人	111人	555人
25	68市等	474人	131人	605人
26	74市等	465人	107人	572人
27	63市等	466人	134人	600人
28	63市等	472人	131人	603人
29	74市等	481人	124人	605人
30	74市等	507人	181人	688人
令和元	80市等	567人	121人	688人
2	0市等	0人	0人	0人
3	4市等	32人	18人	50人
4	83市等	572人	127人	699人
5	99市等	678人	184人	862人
6	92市等	609人	175人	784人
7	110市等	652人	152人	804人

年 度	主な視察項目(件数)
令和2	新型コロナウイルス感染拡大防止のため受入れなし
3	①低炭素社会モデル地区、上下水道事業、鞍ヶ池公園、学校教育(1)
4	①低炭素社会モデル地区(15) ②水道管漏水調査(12) ③子ども条例(4)
5	①水道管漏水調査(16) ②低炭素社会モデル地区(15) ③重層的支援体制(6)
6	①水道管漏水調査(25) ②SIBを活用した介護予防事業(9) ③こどもにやさしいまちづくり事業(6)

7	①水道管漏水調査（27）②SIBを活用した介護予防事業（8）③重層的支援体制（6）
---	---

（４）他市からの調査依頼件数

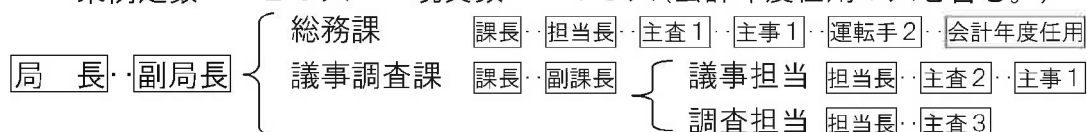
年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
件数	315	313	283	260	215	254	257	214	222	218	179

※中核市等からの調査依頼に対する回答業務

12 議会局

(1) 議会局機構（令和8年4月1日現在）

条例定数 25人 現員数 19人(会計年度任用1人を含む。)



(2) 議会刊行物

名 称	発 行 回 数	発 行 部 数	配布先及び備考
会 議 録	定例会・臨時会ごと	51部	本誌「7 会議録」(P14)の項を参照
議 会 報	〃	約170,000部	市内全世帯(平成4年度から)
議 会 要 覧	1回	1部	電子データ閲覧(令和7年度から)
議 会 年 報	〃	100部	議員(昭和59年度分から)
豊 田 市 の 概 要	〃	1部	電子データ閲覧(令和4年度から)

※市政概要(平成3年度刊行)は平成13年度から休刊中。豊田市の概要は平成26年度から令和3年度まで業者委託による冊子を作成していたが令和4年度から電子データに移行した。

(3) 議会報

名 称	とよた市議会だより(平成4年7月創刊)
編 集	議会運営委員会小委員会(議会だより編集委員会)
発 行	・定例会号:年4回(各定例会の翌々月1日発行) ページ数 12ページ(3月は16ページ) ・臨時会号:年1回(6月1日発行) ページ数 8ページ
	*臨時会号は、原則、役員改選に伴う臨時会のみとし、その他の臨時会は直近の議会だよりに併せて掲載 臨時号は、議会の判断により、緊急に発行するもの
規 格	A4判 横書き 0Kマットコートレター(35.0kg) フルカラー
費 用	印刷製本費 7,149,531円 制作委託費 4,730,000円(令和7年度実績)

(4) 議会ホームページ

開 始 平成14年7月1日から
内 容 正副議長あいさつ、議会活性化への取組、議会中継録画映像、会議の御案内、議員紹介、僕と私のページ、市議会の概要、会議録検索など

(5) 議会中継

●テレビ中継

中 継 局 ひまわりネットワーク株式会社
* 資本金23億1300万円（出資135法人、うち豊田市6.6%）
設立 平成元年6月 開局 平成2年12月
開 始 平成6年6月定例会
（施政方針及び予算の大綱については平成4年3月議会）
内 容 ①代表質問及び答弁、一般質問及び答弁、関連質問及び答弁、施政方針の生中継及び録画放映
・ 生中継は、開始から終了時まで放映
・ 録画中継は、生中継終了後5日以内に1回放映
②ニュース報道は、随時放映
③代表・一般質問のテロップ放映
平成13年6月定例会から試行実施
平成14年6月定例会から本格導入（委託契約）
④代表・一般質問における手話通訳の囲み映像（ワイプ）
令和2年9月定例会から導入（委託契約）

●インターネットによる録画映像放映（ビデオ・オン・デマンド）

開 始 平成18年5月1日から試行実施
平成18年6月定例会から本格実施
（ひまわりネットワーク株式会社へサーバー管理等を委託）
内 容 豊田市議会ホームページに録画映像放映の項目を設けて実施
・ 試行実施：平成18年3月定例会の代表質問の映像を一部使用
・ 本格実施：代表・一般質問等の内容をテレビ中継最終日から3日以内（土日祝日を除く）に配信

テレビ中継及びインターネットによる録画映像放映の費用

議会中継・テロップ制作・インターネット放映委託費 6,263,098円（令和7年度実績）

●インターネットによるライブ映像配信（字幕表示機能あり）

開	始	令和6年2月29日から実施開始
内	容	豊田市議会ホームページにライブ映像配信の項目を設けて実施 代表・一般質問等の内容を配信

インターネットによるライブ映像配信の費用

インターネットライブ配信業務委託費 1,484,340円（令和7年度実績）

●ラジオ中継

中	継	局	エフエムとよた株式会社 愛称 ラジオ・ラビート(RADIO LOVEAT) ＊資本金1億500万円（出資10法人、豊田市9.5%） 設立 平成12年9月 開局 平成13年1月
開	始		平成13年6月定例会から試行実施 平成14年6月定例会から本格実施（委託契約）
内	容		代表質問及び答弁、一般質問及び答弁の生中継（開始から終了時まで放映）

ラジオ放送による議会中継放送の費用

議会中継放送委託費 1,234,035円（令和7年度実績）

(6) 議会の予算（当初予算）

（単位／千円）

区 分	令和8年度	令和7年度	比 較
1 報 酬	368,783	370,423	△1,640
2 給 料	76,746	76,129	617
3 職 員 手 当 等	224,971	223,138	1,833
4 共 済 費	116,521	123,250	△6,729
7 報 償 費	2,326	2,650	△324
8 旅 費	13,876	13,852	24
9 交 際 費	2,000	2,000	0
10 需 用 費	5,331	5,114	217
11 役 務 費	11,726	11,826	△100
12 委 託 料	355,671	33,073	322,598
13 使用料及び賃借料	6,366	6,834	△468
17 備 品 購 入 費	477	585	△108
18 負担金、補助金及び交付金	29,407	29,197	210
合 計	1,214,201	898,071	316,130
中核市平均	699,424	699,348	76

	一般会計に占める割合	議員1人当たり議会費	市民1人当たり議会費
豊田市 R8年度	0.57%	26,982千円	2,930円
中核市平均 R8年度	0.40%	19,402千円	1,959円

【説明】

() 内は前年度

1 人件費		787,021千円
		(792,940千円)
(1) 議員	45人(45人)	585,149千円
		(590,051千円)
(2) 一般職	18人(18人)	175,607千円
		(174,061千円)
(3) 非常勤一般職【会計年度任用職員】	6人(7人)	26,265千円
		(28,828千円)
2 非常勤一般職管理事務費		882千円
		(1,030千円)
3 議会活動費		92,111千円
		(92,175千円)
(1) 視察費用弁償【常任委員会・特別委員会 90,000円 議会運営委員会75,000円 いずれも1人当たり】		7,770千円
		(7,770千円)
(2) 会議出席費用弁償【一般職の職員の通勤手当の 例により算定した額】		840千円
		(840千円)
(3) 議長交際費		2,000千円
		(2,000千円)
(4) 政務活動費【1人当たり 年額 600,000円】		27,000千円
		(27,000千円)
(5) 議会報発行費		14,720千円
		(14,506千円)
(6) その他経費【旅費、需用費、役務費、委託料、 使用料及び貸借料、備品購入費、負担金等】		39,781千円
		(40,059千円)
4 事務局費		9,423千円
【情報提供、行政視察対応、議会に対するPR活動】		(9,162千円)
5 議会活性化推進費		764千円
【市議会報告会、市民シンポジウム、市民意識調査】		(2,764千円)

6 議事堂映像・音響設備改修費

324,000千円

(0円)

(7) 議会各室の状況（建設年／平成11年）

南庁舎延床面積26,292㎡ 議事堂(6～8階)延床面積5,019㎡

室名	面積(㎡)	備考	室名	面積(㎡)	備考	
本会議場	404.65		議場	記者席	22.10	11席
				傍聴席	102.44	122席

議 長 室	73.10		議 長 応 接 室	50.92	
副 議 長 室	48.99		議 会 運 営 室	47.23	13席

南71委員会室	194.76	74席	南72委員会室	156.77	63席
南73委員会室	112.91	29席	南74委員会室	111.84	48席

南61会議室	38.99	13席	南71会議室	60.07	16席
南72会議室	32.31	8席	南73会議室	34.25	10席

会 派 控 室	233.71	自民クラブ議員団	会 派 控 室	52.33	自民クラブ議員団
〃	109.92	市民フォーラム	〃	48.30	公明党豊田市議団
〃	44.97	新しい風とよた・諸派			

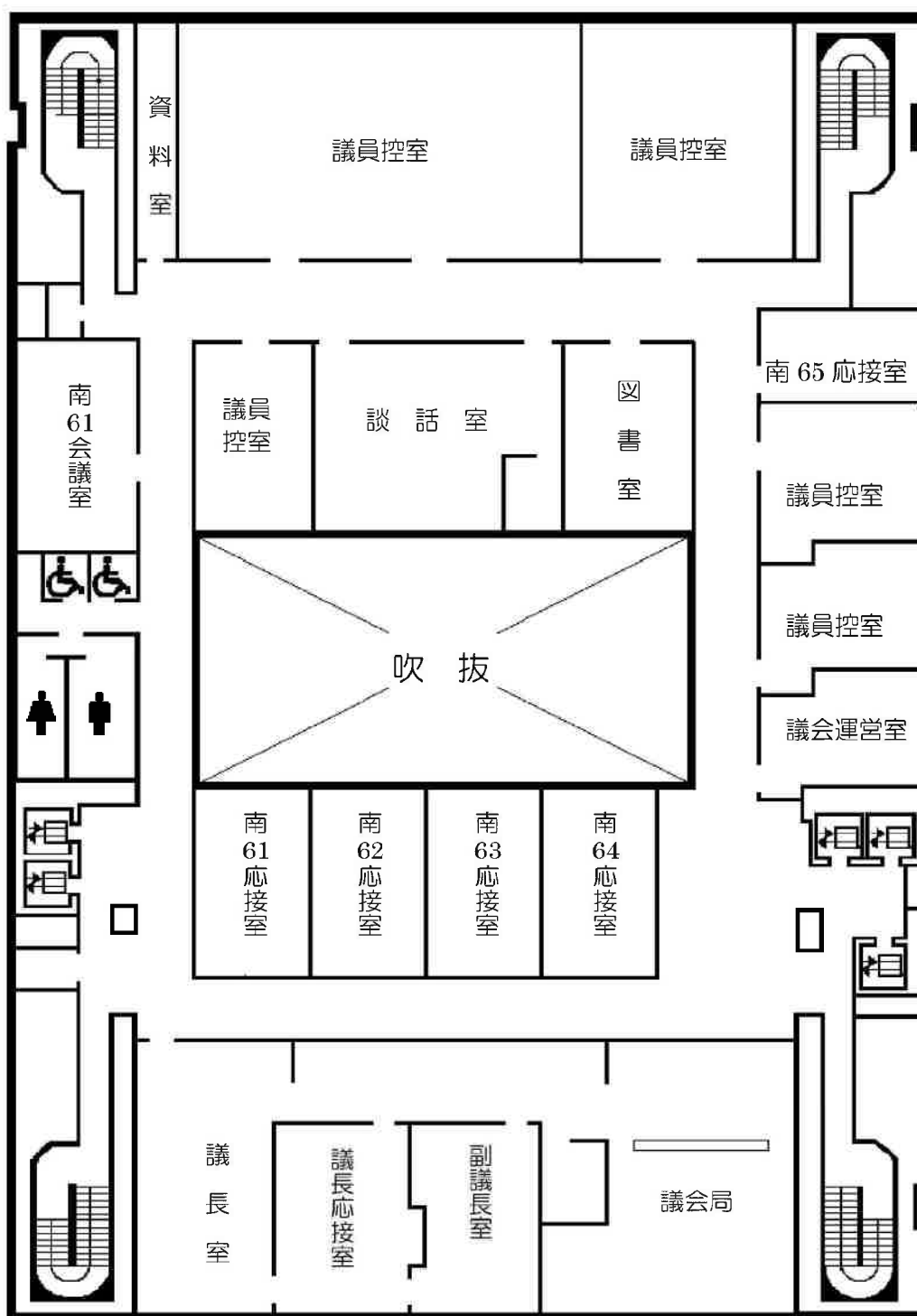
南61応接室	40.19	13席	南62応接室	44.10	13席
南63応接室	45.10	13席	南64応接室	43.86	13席
南65応接室	27.96	10席			

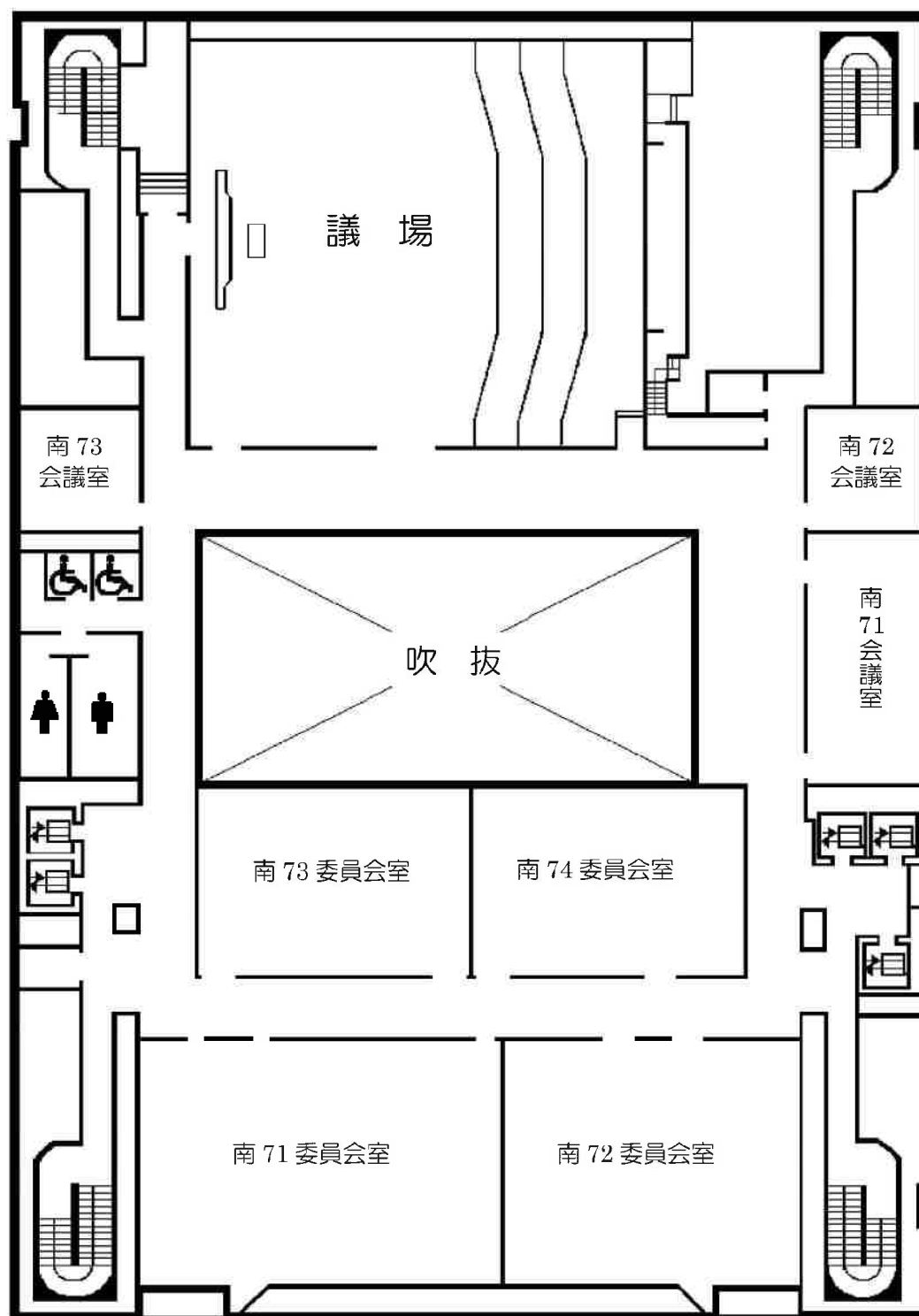
図 書 室	42.22		事 務 局	133.85	
-------	-------	--	-------	--------	--

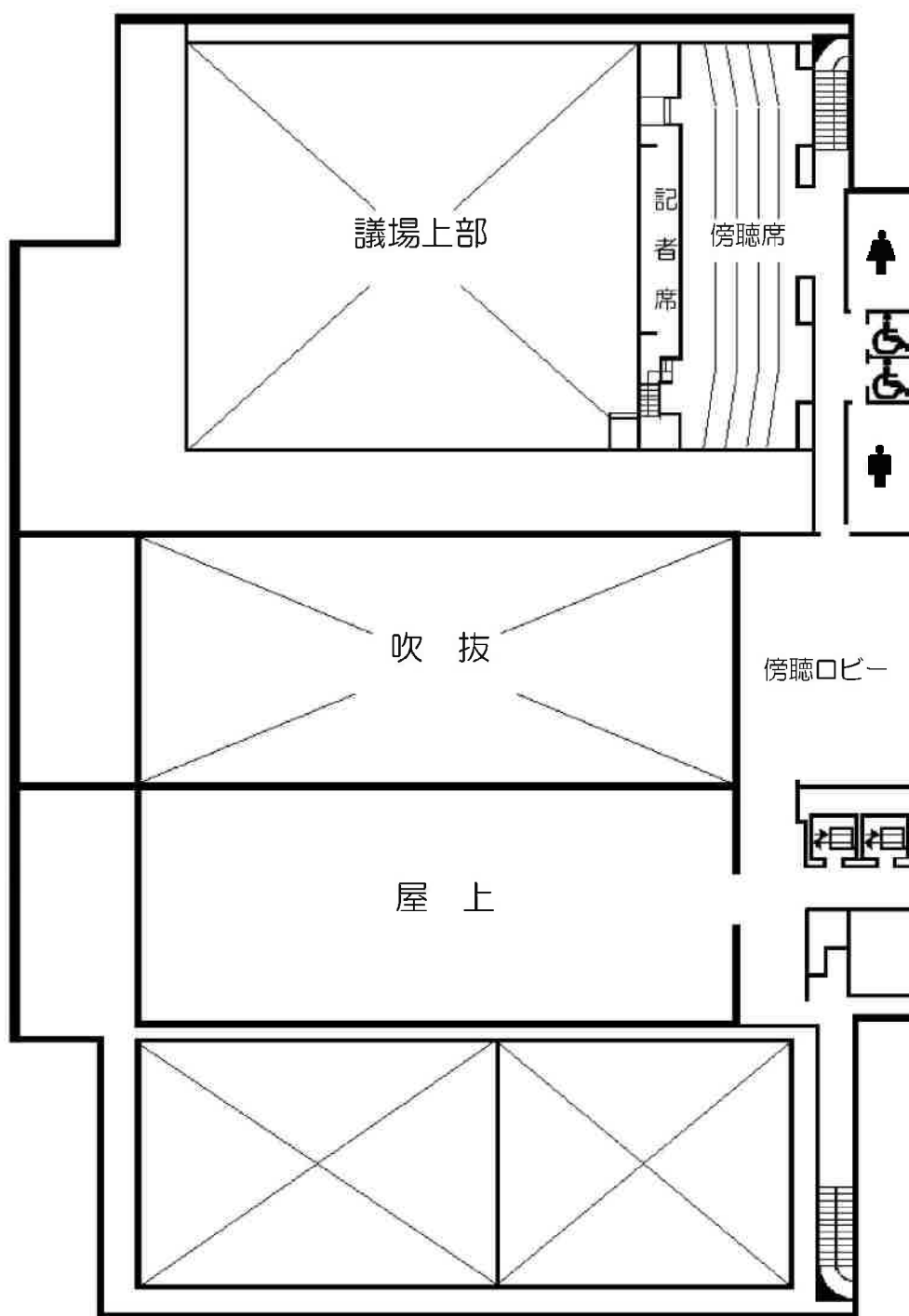
○その他：議員談話室、資料室、倉庫等

(8) 議事堂平面図

南庁舎6階









請 願 書 式 例

令和 年 月 日

豊田市議会
議長 ○○○○ 様

請願者 住 所 ○○○○○○○○○○○○
氏 名 (団体名) ○○○○○○○ 印
代表者 (職)・氏名 ○○○○○○○ 印

紹介議員
(署名又は記名押印)

○○○○○○○○を求める請願書

【請願理由（請願要旨）】

[illegible]

【請願事項】

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○_o
 (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○_o
 (3) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○_o

〈 注意事項 〉

1 請願を議会に提出する場合

- (1) 必ず、請願者（紹介議員でも可）がご持参ください。
- (2) 提出年月日を記入し、議長宛としてください。
- (3) 請願者の住所を記載し、署名又は記名押印（法人の場合は、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印）してください。
- (4) 請願者が複数ある場合は、あらかじめ代表者をお決めください。
- (5) 請願の表題は、要旨を総括した簡潔な表現にしてください。
- (6) 請願要旨には請願趣旨、請願項目等を簡潔にご記入ください。

2 請願には紹介議員が必要ですが、紹介議員数に制限はありません。

3 異なる願意が複数ある場合は、別々に請願を提出してください。

4 請願という文字があっても、紹介議員がないものは陳情の取扱いとなります。

5 受付後の請願は、修正することはできません。

6 各定例会前の議会運営委員会開催2日前の午後5時までに提出のあった請願については、原則として当該定例会中に審査します。

7 審査結果は、後日、郵送させていただきます。

《参考》署名簿様式

[illegible]

陳情書式例

令和 年 月 日

豊田市議会
議長 ○○○○ 様

陳情者 住 所 ○○○○○○○○○○
氏 名 (団体名) ○○○○○○○○ 印
代表者 (職)・氏名 ○○○○○○ 印

〇〇〇〇〇〇〇〇〇を求める陳情書

【陳情理由（陳情要旨）】

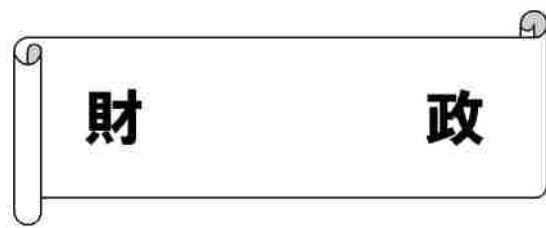
[illegible]

【陳情事項】

- (1) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
- (2) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
- (3) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

〈 注意事項 〉

- 1 提出については、請願にならって提出してください。その際、紹介議員は不要です。
- 2 陳情内容は、全議員に周知し該当する委員会で報告、意見交換されます。ただし、請願と異なり審査はしていませんのでご承知おき願います。
- 3 報告結果は、後日、郵送させていただきます。



1 令和8年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・%)

区 分			令和8年度	構成比	令和7年度	構成比	比 較	増減率
一 般 会 計			211,800,000	74.1	219,700,000	75.6	△ 7,900,000	△ 3.6
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		32,901,359	11.5	32,306,109	11.1	595,250	1.8
	土地区画整理	土 橋	207,892	0.1	271,238	0.1	△ 63,346	△ 23.4
		花 園	671,065	0.2	570,468	0.2	100,597	17.6
	分 譲 住 宅 建 設		6,557	0.0	5,801	0.0	756	13.0
	卸 売 市 場		346,511	0.1	268,281	0.1	78,230	29.2
	水 道 水 源 保 全		103,021	0.0	98,395	0.0	4,626	4.7
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉		15,998	0.0	16,167	0.0	△ 169	△ 1.0
	介 護 保 険		31,093,997	10.9	28,821,299	9.9	2,272,698	7.9
	財 産 区	盛 岡	4,527	0.0	4,277	0.0	250	5.8
		賀 茂	5,377	0.0	4,977	0.0	400	8.0
	後 期 高 齢 者 医 療		8,721,427	3.1	8,582,412	3.0	139,015	1.6
	産 業 用 地 造 成		29,708	0.0	27,000	0.0	2,708	10.0
	小 計			74,107,439	25.9	70,976,424	24.4	3,131,015
合 計 (一般会計＋特別会計)			285,907,439	100.0	290,676,424	100.0	△ 4,768,985	△ 1.6
企 業 会 計	水道事業	収入	13,904,274	—	15,072,934	—	△ 1,168,660	△ 7.8
		支出	19,883,177	—	18,407,821	—	1,475,356	8.0
	下水道事業	収入	13,266,825	—	13,700,404	—	△ 433,579	△ 3.2
		支出	17,346,510	—	18,187,827	—	△ 841,317	△ 4.6
	支 出 合 計		37,229,687	—	36,595,648	—	634,039	1.7
総 計 (一般会計＋特別会計 ＋企業会計)			323,137,126	—	327,272,072	—	△ 4,134,946	△ 1.3

2 令和8年度 一般会計当初予算

(1) 歳入

(単位：千円・%)

款	令和8年度	構成比	令和7年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	114,825,867	54.2	124,577,517	56.7	△ 9,751,650	△ 7.8
2 地 方 譲 与 税	1,392,520	0.7	1,419,540	0.6	△ 27,020	△ 1.9
3 利 子 割 交 付 金	253,000	0.1	54,000	0.0	199,000	368.5
4 配 当 割 交 付 金	834,000	0.4	719,000	0.3	115,000	16.0
5 株式等譲渡所得割交付金	930,000	0.4	637,000	0.3	293,000	46.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,940,000	0.9	1,850,000	0.8	90,000	4.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	13,404,000	6.3	11,990,000	5.5	1,414,000	11.8
8 ゴルフ場利用税交付金	340,000	0.2	360,000	0.2	△ 20,000	△ 5.6
9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
10 環 境 性 能 割 交 付 金	70,000	0.0	433,000	0.2	△ 363,000	△ 83.8
11 地 方 特 例 交 付 金	931,913	0.4	555,892	0.3	376,021	67.6
12 地 方 交 付 税	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
13 交通安全対策特別交付金	42,000	0.0	45,000	0.0	△ 3,000	△ 6.7
14 分 担 金 及 び 負 担 金	78,419	0.0	79,052	0.0	△ 633	△ 0.8
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,831,899	1.3	2,858,887	1.3	△ 26,988	△ 0.9
16 国 庫 支 出 金	31,042,849	14.7	32,939,209	15.0	△ 1,896,360	△ 5.8
17 県 支 出 金	14,329,338	6.8	14,005,508	6.4	323,830	2.3
18 財 産 収 入	1,807,247	0.9	1,081,365	0.5	725,882	67.1
19 寄 附 金	453,948	0.2	364,464	0.2	89,484	24.6
20 繰 入 金	13,898,087	6.6	13,880,994	6.3	17,093	0.1
21 繰 越 金	2,000,000	0.9	2,000,000	0.9	0	0.0
22 諸 収 入	5,244,912	2.5	5,699,571	2.6	△ 454,659	△ 8.0
23 市 債	5,000,000	2.4	4,000,000	1.8	1,000,000	25.0
合 計	211,800,000	100.0	219,700,000	100.0	△ 7,900,000	△ 3.6
自 主 財 源	141,140,379	66.6	150,541,850	68.5	△ 9,401,471	△ 6.2
依 存 財 源	70,659,621	33.4	69,158,150	31.5	1,501,471	2.2

(2) 歳出

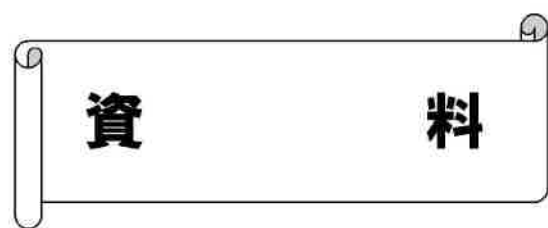
(単位：千円・%)

款	令和8年度	構成比	令和7年度	構成比	比 較	増減率
1 議 会 費	1,214,201	0.6	898,071	0.4	316,130	35.2
2 総 務 費	24,093,355	11.4	22,654,383	10.3	1,438,972	6.4
3 民 生 費	79,826,532	37.7	78,392,401	35.7	1,434,131	1.8
4 衛 生 費	21,708,076	10.2	21,064,273	9.6	643,803	3.1
5 労 働 費	362,131	0.2	328,176	0.1	33,955	10.3
6 農林水産業費	3,578,270	1.7	3,564,977	1.6	13,293	0.4
7 商 工 費	5,112,387	2.4	4,359,030	2.0	753,357	17.3
8 土 木 費	31,679,723	15.0	34,208,681	15.6	△ 2,528,958	△ 7.4
9 消 防 費	7,333,562	3.5	12,027,091	5.5	△ 4,693,529	△ 39.0
10 教 育 費	29,161,089	13.8	34,505,830	15.7	△ 5,344,741	△ 15.5
11 災害復旧費	563,274	0.3	242,660	0.1	320,614	132.1
12 公 債 費	6,667,399	3.1	6,954,426	3.2	△ 287,027	△ 4.1
13 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
14 予 備 費	500,000	0.2	500,000	0.2	0	0.0
合 計	211,800,000	100.0	219,700,000	100.0	△ 7,900,000	△ 3.6

(3) 財源別内訳

(単位：千円・%)

区 分		令和 8 年度		令和 7 年度		比 較	
			構成比		構成比		伸率
自主財源	○ 市 税	114,825,867	54.2	124,577,517	56.7	△ 9,751,650	△ 7.8
	分 担 金 ・ 負 担 金	78,419	0.0	79,052	0.0	△ 633	△ 0.8
	使 用 料 ・ 手 数 料	2,831,899	1.3	2,858,887	1.3	△ 26,988	△ 0.9
	財 産 収 入	1,807,247	0.9	1,081,365	0.5	725,882	67.1
	寄 附 金	453,948	0.2	364,464	0.2	89,484	24.6
	繰 入 金	13,898,087	6.6	13,880,994	6.3	17,093	0.1
	○ 繰 越 金	2,000,000	0.9	2,000,000	0.9	0	0.0
	諸 収 入	5,244,912	2.5	5,699,571	2.6	△ 454,659	△ 8.0
	計	141,140,379	66.6	150,541,850	68.5	△ 9,401,471	△ 6.2
依存財源	○ 地 方 譲 与 税	1,392,520	0.7	1,419,540	0.6	△ 27,020	△ 1.9
	○ 利 子 割 交 付 金	253,000	0.1	54,000	0.0	199,000	368.5
	○ 配 当 割 交 付 金	834,000	0.4	719,000	0.3	115,000	16.0
	○ 株式等譲渡所得割交付金	930,000	0.4	637,000	0.3	293,000	46.0
	○ 法 人 事 業 税 交 付 金	1,940,000	0.9	1,850,000	0.8	90,000	4.9
	○ 地 方 消 費 税 交 付 金	13,404,000	6.3	11,990,000	5.5	1,414,000	11.8
	○ ゴルフ場利用税交付金	340,000	0.2	360,000	0.2	△ 20,000	△ 5.6
	○ 自動車取得税交付金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
	○ 環 境 性 能 割 交 付 金	70,000	0.0	433,000	0.2	△ 363,000	△ 83.8
	○ 地 方 特 例 交 付 金	931,913	0.4	555,892	0.3	376,021	67.6
	○ 地 方 交 付 税	150,000	0.1	150,000	0.1	0	0.0
	○ 交通安全対策特別交付金	42,000	0.0	45,000	0.0	△ 3,000	△ 6.7
	国 庫 支 出 金	31,042,849	14.7	32,939,209	15.0	△ 1,896,360	△ 5.8
	県 支 出 金	14,329,338	6.8	14,005,508	6.4	323,830	2.3
	市 債	5,000,000	2.4	4,000,000	1.8	1,000,000	25.0
	計	70,659,621	33.4	69,158,150	31.5	1,501,471	2.2
合 計		211,800,000	100.0	219,700,000	100.0	△ 7,900,000	△ 3.6
一般財源(○印+その他一部)		148,892,230	70.3	155,575,997	70.8	△ 6,683,767	△ 4.3
特 定 財 源		62,907,770	29.7	64,124,003	29.2	△ 1,216,233	△ 1.9



●市域の変遷

単位：k m²、人

施行年月日	沿 革	面 積	人 口
明治 4年 8月	廃藩置県を経て挙母村となる	…	…
17年 7月	挙母村に梅坪村を合併	…	…
22年10月	町村制が実施され、梅坪村を分離	…	…
25年 1月29日	挙母村を挙母町とする（町制の施行）	…	…
39年 7月 1日	梅坪村・逢妻村・根川村・宮口村を廃止、挙母町に編入	38.65	…
昭和26年 3月 1日	西加茂郡挙母町を挙母市とする（市制の施行）	38.65	32,400
31年 9月30日	西加茂郡高橋村を廃止、挙母市に編入	67.64	42,430
34年 1月 1日	挙母市を豊田市とする（市名変更）	67.64	43,555
39年 3月 1日	碧海郡上郷町を廃止、豊田市に編入	89.29	72,304
40年 9月 1日	碧海郡高岡町を廃止、豊田市に編入	128.26	107,408
42年 4月 1日	西加茂郡猿投町を廃止、豊田市に編入	245.85	143,486
45年 4月 1日	東加茂郡松平町を廃止、豊田市に編入	289.69	186,970
平成17年 4月 1日	西加茂郡藤岡町・小原村、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町を廃止、豊田市に編入	918.47	407,682

※面積はH26.10より918.32 km²に修正



●人口の推移(当時市域)

(各年10月1日現在)

年	面積(k㎡)	人 口			世帯数
		総数	男	女	
平成4	290.12	336,928	179,001	157,927	115,973
5	290.11	337,757	179,018	158,739	116,684
6	〃	339,272	179,106	160,166	116,965
7	〃	340,821	179,473	161,348	117,831
8	〃	342,623	180,008	162,615	118,642
9	〃	345,832	181,427	164,405	120,479
10	〃	348,132	182,807	165,325	122,473
11	〃	349,202	183,157	166,045	123,842
12	〃	350,282	183,214	167,068	124,912
13	〃	353,314	184,873	168,441	127,359
14	〃	355,711	186,000	169,711	129,622
15	〃	357,826	187,096	170,730	131,703
16	〃	360,698	188,756	171,942	134,321
17	918.47	411,137	214,482	196,655	152,042
18	〃	414,839	216,909	197,930	154,967
19	〃	419,055	219,415	199,604	159,920
20	〃	423,200	221,944	201,256	164,140
21	〃	423,677	221,766	201,911	165,098
22	〃	423,822	221,265	202,557	165,855
23	〃	423,183	220,511	202,672	166,457
24	〃	423,477	220,954	202,790	168,212
25	〃	422,679	220,204	202,475	168,964
26	918.32	422,181	219,744	202,744	170,117
27	〃	422,521	220,080	202,441	172,149
28	〃	424,716	221,962	202,754	175,807
29	〃	425,718	222,457	203,261	178,034
30	〃	425,828	222,496	203,332	180,306
令和元年	〃	426,142	222,774	203,368	183,034
2	〃	423,084	220,469	202,615	182,623
3	〃	420,022	218,483	201,539	183,074
4	〃	418,009	217,276	200,733	184,245
5	〃	416,880	216,940	199,940	186,210
6	〃	415,286	216,325	198,961	188,178
7	〃	414,523	216,332	198,191	190,940

※外国人人口を含む。

※世帯数は準世帯を含む。

※平成4年10月1日現在 建設省国土地理院公表により、面積を290.12k㎡に修正

※平成5年10月1日現在 建設省国土地理院公表により、面積を290.11k㎡に修正

※平成 26 年 10 月 1 日現在 国土交通省国土地理院公表により、面積を 918.32 k m²に修正

●国勢調査人口等の推移(現在市域)

(各年 10 月 1 日現在)

調査年	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
大正 9 年	99,674	50,114	49,560	20,475
1 4	98,732	49,716	49,016	20,425
昭和 5	101,223	50,782	50,441	20,453
1 0	104,498	52,638	51,860	20,885
1 5	111,552	55,453	55,119	21,779
2 2	144,178	70,639	73,539	27,663
2 5	149,477	73,996	75,481	27,908
3 0	148,414	73,162	75,252	28,115
3 5	151,632	76,120	75,512	30,626
4 0	177,791	95,240	82,551	38,409
4 5	234,798	130,131	104,667	55,691
5 0	283,412	152,087	131,325	72,122
5 5	315,871	166,791	149,080	99,964
6 0	344,105	181,929	162,176	110,049
平成 2	370,858	196,986	173,872	123,428
7	383,800	201,468	182,332	130,090
1 2	395,224	207,222	188,002	139,299
1 7	412,141	218,286	193,855	155,074
2 2	421,487	221,198	200,289	162,065
2 7	422,542	221,169	200,373	169,598
令和 2	422,330	220,716	201,614	176,840
7	412,230	216,100	196,130	180,639

※国勢調査は 5 年ごとに実施

●市議会議員の報酬月額及び期末手当の支給率の推移

年	報酬（月額：円）			期末手当				備考
	議長	副議長	議員	3月 （月数）	6月 （月数）	12月 （月数）	加算率	
昭和46	130,000	110,000	100,000	0.50	0.90	1.90		報酬の委員長・副委員長別を廃止
47	130,000	110,000	100,000	0.50	1.10	2.00		
48	130,000	110,000	100,000	0.50	1.10	2.00		
49	130,000	110,000	100,000	0.50	1.40	2.10		
50	230,000	200,000	180,000	0.50	1.40	2.10		
51	230,000	200,000	180,000	0.50	1.40	2.00		この年まで手当は市職員給与条例を準用
52	280,000	250,000	230,000	0.50	1.90	2.60		手当を条文の中に明記
53	350,000	320,000	290,000	0.50	1.90	2.60		加算率を加える・3月分のみ40%
54	350,000	320,000	290,000	0.50	1.90	2.50	20%	
55	400,000	365,000	330,000	0.50	1.90	2.50	20%	
56	400,000	365,000	330,000	0.50	1.90	2.50	20%	
57	400,000	365,000	330,000	0.50	1.90	2.50	20%	
58	420,000	385,000	350,000	0.50	1.90	2.50	20%	
59	420,000	385,000	350,000	0.50	1.90	2.50	20%	
60	470,000	430,000	390,000	0.50	1.90	2.50	20%	
61	470,000	430,000	390,000	0.50	1.90	2.50	20%	
62	500,000	455,000	410,000	0.50	1.90	2.50	20%	
63	500,000	455,000	410,000	0.50	1.90	2.50	20%	
平成元	540,000	490,000	440,000	0.50	2.10	2.50	20%	
2	540,000	490,000	440,000	0.55	2.20	2.50	20%	
3	590,000	535,000	480,000	0.55	1.60	2.10	45%	
4	590,000	535,000	480,000	0.55	1.60	2.10	45%	
5	640,000	580,000	520,000	0.50	2.20	2.70	20%	
6	640,000	580,000	520,000	0.50	2.20	2.60	20%	
7	665,000	600,000	540,000	0.50	2.20	2.50	20%	
8	665,000	600,000	540,000	0.50	2.20	2.50	20%	
9	679,000	613,000	552,000	0.50	2.20	2.50	20%	
10	679,000	613,000	552,000	0.55	2.20	2.50	20%	
11	695,000	627,000	565,000	0.55	1.60	1.90	45%	
12	715,000	649,000	582,000	0.55	1.45	1.75	45%	
13	718,000	652,000	586,000	0.55	1.45	1.60	45%	
14	718,000	652,000	586,000	0.55	1.45	1.55	45%	
15	718,000	652,000	586,000	—	1.70	1.80	45%	
16	718,000	652,000	586,000	—	1.60	1.70	45%	
17	747,000	681,000	615,000	—	1.60	1.75	45%	
18	747,000	681,000	615,000	—	1.60	1.75	45%	
19	755,000	689,000	623,000	—	1.60	1.75	45%	
20	755,000	689,000	623,000	—	1.60	1.75	45%	
21	755,000	689,000	623,000	—	1.45	1.75	45%	H21. 5月条例改正（6月期末手当特例措置）
↓	753,000	687,000	621,000	—	1.45	1.65	45%	H21. 11月条例改正
22	753,000	687,000	621,000	—	1.45	1.50	45%	H23.12.1 施行
23	753,000	687,000	621,000	—	1.40	1.55	45%	H23.4.1 施行
24	753,000	687,000	621,000	—	1.40	1.55	45%	
25	753,000	687,000	621,000	—	1.40	1.55	45%	
26	753,000	687,000	621,000	—	1.40	1.55	45%	
↓	753,000	687,000	621,000	—	1.40	1.70	45%	H26.12.1適用
27	753,000	687,000	629,000	—	1.475	1.625	45%	H27.4.1 施行
↓	753,000	687,000	629,000	—	1.475	1.675	45%	H27.12.1適用
28	753,000	687,000	629,000	—	1.50	1.65	45%	H28.4.1 施行
↓	753,000	687,000	629,000	—	1.50	1.75	45%	H28.12.1適用
29	753,000	687,000	637,000	—	1.55	1.70	45%	H29.4.1 施行
↓	753,000	687,000	637,000	—	1.55	1.75	45%	H29.12.1適用
30	753,000	687,000	637,000	—	1.575	1.725	45%	H30.4.1 施行
↓	753,000	687,000	637,000	—	1.575	1.775	45%	H30.12.1 適用
令和元	759,000	691,000	642,000	—	1.675		45%	H31.4.1 施行
↓	759,000	691,000	642,000	—	1.725		45%	R1.12.1 適用
2	759,000	691,000	642,000	—	1.70		45%	R2.4.1 施行
↓	759,000	691,000	642,000	—	1.65		45%	R2.12.1 適用
3	759,000	691,000	642,000	—	1.675		45%	R3.4.1 施行
4	759,000	691,000	642,000	—	1.625		45%	R4.5.30 施行（6月期末手当特例措置）
↓	759,000	691,000	642,000	—	1.675		45%	R4.12.1 適用
5	759,000	691,000	642,000	—	1.65		45%	R5.4.1 施行
↓	759,000	691,000	642,000	—	1.75		45%	R5.12.1 適用
6	767,000	698,000	649,000	—	1.70		45%	R6.4.1 施行
↓	767,000	698,000	649,000	—	1.75		45%	R6.12.1 適用
7	767,000	698,000	649,000	—	1.725		45%	R7.4.1 施行
↓	767,000	698,000	649,000	—	1.775		45%	R7.12.1適用
8	767,000	698,000	649,000	—	1.75		45%	R8.4.1 施行

令和８年度 議会要覧

令和８年 ９月 印刷・発行

発行編集 豊田市議会局

〒471-8501 豊田市西町３丁目６０番地

Tel 0565-34-6665 Fax 0565-34-6566

Email : gikai@city.toyota.aichi.jp